

第384回南国市議会定例会会議録

第5日 平成27年6月19日 金曜日

出席議員

3番 岩松永治君	4番 西本良平君
5番 西川 潔君	6番 土居恒夫君
7番 高木正平君	8番 中山研心君
9番 前田学浩君	10番 村田敦子君
11番 岡崎純男君	12番 小笠原治幸君
14番 野村新作君	15番 西原勝江君
16番 浜田和子君	17番 浜田 勉君
18番 土居篤男君	19番 福田佐和子君
20番 西岡照夫君	21番 今西忠良君

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 藤村明男君
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 田 渕 博 之君	参事兼財政課長 平 山 耕 三君
参事兼企画課長 西 山 明 彦君	情報政策課長 崎 山 雅 子君
危機管理課長 中 島 章君	税務課長 川 村 英 嗣君
市民課長 島 本 佳 枝君	長寿支援課長 原 康 司君
保健福祉センター 所 長 岩 原 富 美君	環境課長 島 崎 哲君
農林水産課長 村 田 功君	商工観光課長 今久保 康 夫君
建設課長 松 下 和 仁君	地籍調査課長 古 田 修 章君
都市整備課長 若 枝 実君	上下水道局長 西 川 博 由君
会計管理者兼 参事兼会計課長 橋 田 裕 子君	福祉事務所長 中 村 俊 一君
教 育 長 大 野 吉 彦君	教育次長兼 学校教育課長 竹 内 信 人君
生涯学習課長 谷 合 成 章君	幼保支援課長 田 内 理 香君

監査委員長 細川千秋君 農業委員会 土橋 愛君
事務局長 小松和英君 事務局長

-----*

議会事務局職員出席者

事務局長 秋田節夫君 次長 公文知子君
書記 岡崎辰彦君

-----*

議事日程

平成27年6月19日 金曜日 午前10時開議

第1 一般質問

-----*

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

-----*

午前10時 開議

○議長（前田学浩君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

-----*

一般質問

○議長（前田学浩君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。15番西原勝江さん。

〔15番 西原勝江君登壇〕

○15番（西原勝江君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日、最終日となりましたが、どうぞ御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

最初に、防災避難所運営についてお伺いいたします。

地元のことで恐縮でございますが、自主防災組織では毎年さまざまなメニューで防災訓練を行ってまいりましたが、今回は避難所の運営訓練をしてはどうかとの声があります。発災後、大切な命をつないでいくための生活の場となる避難所の運営訓練です。

南国市地域防災計画の中には、避難所運営マニュアルがあります。それについて、昨年9月議会でのその年の8月の台風の豪雨災害の折の避難所運営についての岩松議員の一般質問に対しまして、抜粋ですが、中島課長からは、現在の避難所マニュアルの見直しを行い、点検、見直しを重ねながら、円滑な避難所運営ができるような取り組みを進めていきたいと思っておりますとのお答えがありました。

高知県は、昨年10月に、大きな災害に備えて避難所運営マニュアル作成の手引きを発表しています。そこには、最初のページに、「地域の皆様へ、避難所の運営にかかわってください」との言葉から始まっております。市政報告では、県の支援事業を活用し、日章福祉交流センターをモデル地区としてマニュアルづくりを始めました、とありました。

そこで、3点お伺いたします。

1、今後は、ほかの地区や施設のマニュアルづくりにも反映させていきたいとありますが、作成の単位はどのようになりますでしょうか、お伺いたします。

2点目、単位ごとに作成していくそのプロセスについてお伺いたします。

3点目、避難所運営訓練につきましては、避難所運営ゲーム、略してHUGの活用はされておりますでしょうか。避難所運営のイメージをつかむため、また訓練の入り口としましても有効であると思いますが、この自主防災組織においての活用についてお伺いたします。

2問目です。健康長寿についてお伺いたします。

県の日本一の健康長寿県構想は、24年から27年までの2期目の最終年度になっております。構想には年代別の10年後の目指す姿が述べられております。特に高齢者については、健康的な生活習慣を身につけた活動的な高齢者がふえていますと、また県内どこに住んでいても必要な介護サービスが受けられ、安心して暮らしていると、先ほど申したとおり、10年後の姿が述べられております。10年後と言いますと、平成でいきましたら33年になります。

そこで、最初に健康マイレージ事業についてお伺いたします。

本市におきましても、その健康的な生活習慣を身につけ、健康増進のためにとさまざまな取り組みがされております。例えば「みんなァ！！de歩こう南国市」と題して、頑張り記録表があります。市民ならどなたでも参加できますというものです。自主的に自由に取り組める内容です。記録票の記入が終わると参加賞が進呈されます。お問い合わせ先は、南国市保健福祉センターとなっております。

また、スポーツセンターを使用して健康づくりをしている南国市国保の方へと、スポーツセンターのトレーニングルームを使用した際の100円だと思っておりますが、領収印を10個集めて抽せ

んに応募してください、この応募先はスポーツセンターと南国市国保係となっております。

また、介護予防事業では、なんこくありがとうポイント制度があります。65歳以上の方が研修を受けて、市内の高齢者施設でレクリエーション補助、話し相手、行事の手伝いなどの活動に対してポイントが付与されるものです。ほかにも、きらりフェアでもコーナーを回り、これは市内全体のきらりフェアのときですが、コーナーを回り、ポイントをいただき、品物と交換するなどの健康づくり、介護予防のための取り組みに対してもポイントが付与するものがあります。

高知市では、介護支援ボランティア制度の中で、ボランティアにかかわった方だけでなく、行われているいきいき百歳体操、かみかみ百歳体操への参加者自身にもポイント付与の対象になるこうち笑顔マイレージ事業が行われております。

このように、健康増進のための取り組みに対してポイントが付与して、ためたポイントを記念品、商品券などと交換する、つまり楽しく健康づくりに取り組んでいただくとの趣旨で健康マイレージ事業に取り組んでいる自治体があります。飛行機を利用するときにマイレージというのがありますけども、それと同じようにポイントを積み重ねていくという、そういう取り組みです。静岡県では県挙げてこのことに取り組んでおります。県内でも、中土佐町は23年から取り組んでおるとの記事がありました。

本市におきましては、ポイントの付与はありませんが、健康増進のためにNPO法人まほろばクラブ南国では、南国市受託事業としてメタボ予防運動教室が開講されています。参加費無料、申し込み不要で、参加しやすいことで多くの方が参加されております。また、各地域では介護予防事業としていきいき活動が行われております。健康増進のための取り組みはそれぞれの管轄、財源が違いますが、関係各課連携し、一括した取り組みとして情報発信し、南国市版の健康マイレージ事業として取り組みということにつきましてお伺いいたします。

健康長寿の2問目、認知症施策についてお伺いいたします。

南国市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画、認知症のための施策については、予防、早期発見、相談、ケアにつなぐ体制の構築とあります。中でも、新たに認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の設置があります。これはどのような取り組みになりますでしょうか、詳しくお伺いいたします。

日本認知症予防学会理事長であります鳥取大学医学部浦上教授は、軽度認知症、これは英語の頭文字をとってMCIと言われていて、認知症と診断される前段階で、以前と比べて認知機能が低下している状態を言います。ですからこれは健常と認知症等のその間のグレーゾーン

というようなことです。MC Iのうちに気がついて脳に適切な刺激を与えるなどの対策をとれば、認知症の発症を予防できる可能性がありますと述べられております。

そのMC Iの気づきについてですが、町田市では、認知症支援策として「知って安心認知症」というパンフレットが配布されております。これは、認知症の基礎的な知識から始まって、本人の意思が尊重され、住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指してと内容になっております。その中で、自分でできる認知症の気づきチェックリストが載っております。本市におきましても、認知症予防、早期発見のための気づきのためのチェックリストをどんな形としても示していただけないでしょうか、お伺いいたします。

質問の3点目です。環境行政についてお伺いいたします。特定外来生物についてです。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、外来生物法により飼育、栽培、保管、運搬、輸入が原則禁止されている動物や植物のことです。マスコミで取り上げられることもあります。本市においての生態系を守る取り組みについてお伺いいたします。

例えば、植物のオオキンケイギクは黄色のコスモスに似た花で、かつては工事の際の法面の緑化に使用したり、苗が売られ栽培されていましたが、余りに強く、一旦定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に外来生物法に基づいて特定外来生物に指定されたとのことです。本市におきましても、きれいな花のためにそのまま植えられているということはあると思います。一斉清掃の日に駆除に取り組む自治体もあります。高知市では、ホームページに5月26日付で重要なお知らせとして掲載されておりました。この植物は、5月から7月に大体咲くということです。この5月26日付ということはまだ咲いてる最中だったと思います。

法律に基づいたこのようなさまざまな特定外来生物について、ホームページや広報で周知し、固有の生態系を守る取り組みについて、本市の御所見をお伺いいたします。

4番目、教育行政についてお伺いいたします。

最初に、南国市連携学力向上推進プロジェクト事業の総仕上げとして、残された2年間に最大の教育効果が上がるような環境を構築するために、スーパーバイザーの派遣を事業化したとの報告がありました。このスーパーバイザーについて、内容をお聞かせいただきたいと思っております。

そのほか、市政報告には、特別支援教育、図書館、ICT、それぞれの支援員の人的配置を行い、それぞれの学校の持つ課題や児童・生徒一人一人のニーズに応じた学校教育の推進のため、100人プロジェクトを進めてまいりますとありますが、支援員の配置は今までもありまし

たが、今回のこの取り組みについてもお聞かせください。子供の数が少ない今だからこそ、その子供たちが大きくなる時のことを思い、さらに一人一人を大切に、一人一人に寄り添って生きる力を育てていただくことを願って質問させていただきます。

次に、中学校給食についてお伺いいたします。

私も、中学校給食につきましては、市民の皆様のお声を受けて何回か一般質問をさせていただきました。この議場でも何人もの方が質問され、そして保護者の方、それから市民の方のお声を背にいろいろ御努力されてこられました。29年には供用が開始されるとのことで、ここまで来ることができたことにつきまして、市長、教育長、教育委員会初め代々の御努力されましたそれぞれの立場の皆様へ感謝し、本当によかったと思っております。

先日は、教育民生常任委員会としまして、竹内教育次長兼学校課長ともども、中学校給食をテーマに秋田県五城目第一中学校へ視察研修に行かせていただきました。五城目第一中学校は、長年追求している家庭の食事の見本となる給食として取り組んできたことを評価されて、昨年の第7回地産地消給食等メニューコンテストの文部科学大臣賞を受賞されております。日本型食生活の定着のために、地場産物を取り入れることに取り組んできております。地場産物と言っても、雪国のことで、先日もこの冬に備えての工夫をここで質問に取り上げておられましたが、さまざまな取り組みを伺うことができました。

そこで、この取り組みの中から2点、本市においてのことでお伺いいたします。

1点目は、この学校では調理室は学校内にあるということもありまして、給食に興味を持ってもらうため、給食調理室に丸い窓がつけて見えるようにしています。日常的に調理室が見えるようになっております。それは、働く人への感謝の気持ちを育むためでもあるとのことでした。センター方式であっても、施設機能として多くの調理行程が見えるように見学通路の設置が必要であると思いますが、御見解をお伺いいたします。

また、給食の2点目は、この五城目第一中学校では、20食に限ってでございますが、保護者や市民の皆様へ食べに来てくださいという日を設けているとのことでした。食育で先駆を切ってきた本市は、食育のまち宣言があり、食育のまちづくり条例もあり、市外からの視察も多くいまだにあります。その流れの中で、中学校の給食センターであると同時に食育のまちとしての役目を担うことができるのではないかと思います。その一つとして、この取り組みについてもお聞かせください。

5番目に、文化財岡豊城跡保存管理計画につきましてお伺いいたします。

その前に、5月18日の高知新聞に、昨年12月に提案させていただきました図書消毒器が図書

館に設置されたという記事がありました。全国60カ所目ということで、本県では公共図書館では初めての設置ということもありました。御尽力いただきまして、設置していただき、ありがとうございました。

5月3日に長宗我部元親飛翔之像が建立され、長宗我部フェスも県外からのお客様がたくさん来て大変ににぎわいました。この岡豊城跡につきましてお伺いいたします。

史跡岡豊城跡は、平成20年7月28日、国の史跡に指定されました。22年から23年の2年間で保存管理計画が策定されました。24年3月には、保存管理計画の概要が発表されました。この中では、今後の保存管理はさらに将来の追加指定については岡豊山全域を対象に、地元住民や地権者の理解と協力を得ながら、重要な遺構の残る区域から優先的に追加して公有地化を目指しますとあります。伝家老屋敷曲輪、城下町が想定される場所など、発掘調査が行われてきました。今後、追加指定をとのことでありますが、現状をお聞かせください。

今、追加指定というその地域のことで追加指定には至らない、既にもう民地として利用されているところもあります。これから追加指定していくには、やはり時間と財源が必要であるかと思いますが、今のこの追加指定までのプロセスの中で、ほかの文化財のことも全てそうですが、今の文化財にかかわる職員の皆様の体制で間に合うことになりそうですでしょうか。間に合うというか、民間に買われてしまえば、その指定ができなくなると思います。そのようなことで、この体制につきましてもお伺いしたいと思います。文化財は、カルチャーという英語の意味は耕すという意味もあります。心を耕すということにもなるこの文化財については、大変大事な取り組みだと思っておりますので、どうかお答えよろしくお伺いいたします。

この文化財についてのもう一点、研修についてお伺いいたします。

南国市では、新規採用職員の皆様に南国市の職員としての研修が行われております。その中で、職員の皆様の中には南国市のためにと職員になられた南国市以外の方もいらっしゃると思います。そのような方に、いろいろな科目に別れて、科目というか日程でことしも8日間ほどの研修日程がとられてると伺っております。その中で、国の史跡10のうち3つがあるこの南国市の歴史というものを知っていただくことも必要なことかと思っております。岡豊山へ行けば、歴史民俗資料館の中に長宗我部元親のコーナーもありますし、また県全体の歴史も一目できるフロアもあります。また、岡豊山の一番てっぺんに登ったときには南国市の南、緑の田んぼが一面に広がり、また南には町がある、そのような景色も見て、南国市というもののある意味の実感ができるんじゃないかと思っております。そのようなことで、新規採用の職員につきましてもお伺いさせていただきます。どうか御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

以上で1問目を終わります。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） おはようございます。

西原議員さんの防災避難所運営についての御質問にお答えいたします。

市政報告で報告しましたとおり、県の支援事業を活用して、現在日章福祉交流センターをモデル地区として避難所運営マニュアルづくりに取り組んでおります。県の支援事業は、本年度10カ所の避難所を選定し、地域住民と県と市が連携してマニュアルづくりに取り組み、マニュアル作成を県内全域に広げていくというもので、このマニュアルづくりが市内の他地区にも反映させていきたいと考えております。

マニュアルの作成の単位でございますが、基本的には避難所ごとの作成が必要であると考えております。避難所に指定している施設は、地区公民館、小学校、中学校、保育所などであり、施設の種類はもとより、各施設の中身も違います。そして、避難してくる方も違います。避難所の運営は避難してきた人みんなが協力しながら運営することになりますので、地域性や施設の使用方法など、施設ごとのマニュアルの作成が必要であると考えております。

マニュアル作成のプロセスにつきましては、まず最初に学習会で避難所運営ゲームを行い、地域の皆さんに疑似体験をしてもらいます。そして、自主防災組織や地区の役員さん、公民館等の施設の管理者、地域の女性部の方、民生委員さんなどで構成する避難所準備検討会でマニュアルのたたき台を作成し、その後地域全体での協議や準備検討委員会での見直しを行い、避難所運営マニュアルを作成し、地域全員に周知することになります。作成後につきましては、マニュアルに沿った訓練を実施し、マニュアルについて見直しをしていくということになります。

東日本大震災の避難所生活などが報道されておりますが、市民の皆さんも避難所生活が大変だということは頭の片隅には残っていると思います。避難所運営ゲームを行うことで、避難所ではどんな困難なことや課題があるのかを疑似体験することにより、避難所の運営がいかに大変かということが実感できます。そして、その課題に対しどのように対処するのか、避難所生活をどのように助け合って送っていくのか、ということを考えていただくことは大変意義のあることだと思います。

自主防災組織の訓練では、まだ避難所運営ゲームを活用して実施したところはありませんが、今回の日章福祉交流センターでのマニュアルづくりで、日章地区の住民の皆さんとほかの地区

の連合会の役員さんに体験していただくこととなります。そのほか、危機管理課にも避難所運営ゲームの教材がありますので、今後の自主防災組織の訓練に活用していただければと思います。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 西原議員さんからの健康長寿として健康マイレージ制度、認知症施策の御質問についてお答えいたします。

健康マイレージ制度の御質問につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

市では、ボランティアとして登録された65歳以上の方が、介護保険施設等で行いましたボランティア活動に対してポイントを付する、なんこくありがとうポイント制度を実施しています。現在、このポイント制度を活用し、より多くの高齢者が介護予防に参加していただけるように制度を拡大していくことを検討しております。高齢者が利用しやすいものにしようと心がけております。

また、高木議員さんからの御質問の中で、保健福祉センター所長が保健福祉センターでも健康づくりに取り組んでいただくためにポイント制度ができないか考えている、と答弁もございました。担当課は違っておりましたが、参加していただくことにより市民の健康づくりを進めていくことを目的としているのは同じこととございまして、多くの方に知っていただくことが何よりも必要です。そのためには、各課が個々に広めていくというのではなく、まとめてお知らせをしていくことがより効果的ではないかと考えております。

また、各制度でできる部分についてはまとめてみればいいのかとの御提案につきましては、先ほどのお知らせをしていくことなど1つにすることにより、よりわかりやすく効果的になることにつきましては、できるだけまとめていくことが制度を利用しやすくなることにつながると考えておりますので、関係課で協議をまいります。

続きまして、認知症施策について御質問にお答えいたします。

認知症は、初期に気づくことにより進行をおくらせることもできることから、いかに初期対応をしていくかが重要でございます。西原議員から御提案いただきました御自分で確認することができる物差しとなるようなものを活用してはどうかということとございまして、認知症は初期の段階で気づくことがとても重要でありますことから、活用していくことにつきまして、既に取り組んでいる自治体に問い合わせをすることなど調査検討し、取り組んでまいりたいと

思います。

認知症施策といたしまして、国は市町村が平成30年4月までに認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員を配置することとしております。市では、本年度、高知県の助成を受けまして、初期集中支援チームの役割でございます認知症の初期の段階から本人や家族を包括的、集中的に支援するため、認知症の疑いのある人や認知症の人及びその家族へのアセスメント等の情報把握、受診や介護サービス利用への支援等を行う認知症初期集中支援連携体制整備モデル事業を南国病院さんの御協力をいただき実施いたします。事業の実施後には十分検証を行い、認知症初期集中支援チームの体制づくりへつなげてまいります。

また、認知症地域支援推進員につきましては、医療機関や各支援機関、介護サービス関係機関がそれぞれのサービスを適切に提供することができるように、認知症の方とその御家族を支援するコーディネーター的な役割を担うものであります。本年中に推進員を配置することを計画しております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） おはようございます。

西原議員さんの特定外来生物についてお答えいたします。

特定外来生物につきましては、哺乳類、鳥類、爬虫類から軟体動物や植物に至るまでさまざまな動植物が指定され、飼育、栽培、保管、運搬、輸入などが原則禁止されており、必要に応じて国や自治体が防除を行うことが定められております。このところ、県内でもセアカゴケグモやオオキンケイギクなどが確認されております。

環境課では、セアカゴケグモに関する注意喚起としまして、以前からホームページに掲載しておりますし、広報7月号にも掲載することとしております。

一方のオオキンケイギクでございますが、北アメリカ原産のキク科の多年草で、5月から7月ごろに咲く黄色いコスモスに似た花で、旺盛に繁殖し、在来種を駆逐するため、特定外来生物に指定されております。

先日、県環境共生課が、先日と申しますのは今月の12日でございますが、オオキンケイギクの駆除に関する勉強会を開催し、環境課も担当職員を参加させました。駆除の方法としましては、抜き取り作業を行い、ビニール袋に入れ、その後焼却処分する必要があります。また、種がある時期に駆除作業をしてしまうと、逆に種子を飛散させてしまうおそれがあるようです。

特定外来生物と生態系の保護の関係につきましては、それらにより被害を受ける在来種の有無あるいはその被害の深刻さなどにより都道府県または地域によって対策が異なります。今後の国や県の指導を踏まえ、取り組んでまいりたいと思います。特定外来生物に関します情報につきましても、市民の皆様に広報やホームページでお知らせしていきたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（前田学浩君） 教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 先ほど西原議員さんの御質問の中に、子供が少ない今だからこそ、一人一人に寄り添ってというようなお言葉がありました。私どももまるつきり同じ考えでございます。現在、学校教育を取り巻く環境は、少子化であるとはいえ、子供へのニーズは多様化しております。教員として子供にかかわる時間を確保するためには、複数の人手、マンパワーが必要でございます。教員が持っている専門性を生かし、子供たちの健全育成に貢献していくためには、多種多様な支援が必要と考えました。

100人プロジェクトにつきましては、平成20年度から立ち上げた小中連携学力向上推進プロジェクト事業の総仕上げとして、残された2年間に多彩な人材を積極的に活用することにより、教員が専門職として子供にかかわり、最大の教育効果が上がるような環境を構築し、チーム学校として地域ぐるみの教育再生を図っていくものでございます。

具体的には、学力向上や若年教員の指導に国語、算数、数学、理科、英語のエキスパートである元教員をスーパーバイザーとして小中学校に派遣することといたしました。これにより、授業はもとより、指導案や教材づくりへのアドバイスなど適時適切な指導を行い、学力向上の推進をさらに進めてまいります。

また、学校図書館の蔵書管理及び読み聞かせや一斉読書の支援を行い、児童生徒の情操面を育成させるための図書館支援員でありますとか、発達障害等特別な支援を要する児童生徒へのきめ細かな対応を行うための合理的配慮協力員や特別支援教育支援員も配置しております。

さらには、学校への登校はできても、なかなか教室に入ることのできない生徒に、子供に寄り添った対応をするための不登校支援員や小学校における外国語活動支援員、放課後学習をサポートする学力向上サポーターや県教委から配置があります加配教員や研究指定校への人的配置等も含めまして、たくさんの人々が学校教育をサポートする意味におきまして、100人プロジェクトと銘を打ち、学校の教員とともに力を合わせて取り組んでおります。

次に、中学校給食への御質問にお答えをいたします。

中学校給食センター施設につきましては、子供たちが毎日の食を支える人々への感謝の気持ちと食材を育む風土や地域の食文化への理解が深められるようにするとともに、保護者や市民が学校給食への一層の関心が高められるような施設、設備の充実を図ってまいります。

西原議員さんから御提案をいただきました調理行程を見学できるルートの整備や食育の推進に活用できる研修室の導入も考えております。また、保護者や市民への給食の提供につきましても検討してまいりますので、今後とも中学校給食の供用開始に向けて御協力をよろしく願います。

○議長（前田学浩君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 谷合成章君登壇〕

○生涯学習課長（谷合成章君） 西原議員さんの史跡岡豊城跡保存管理計画の今後の取り組みと文化財系の体制の充実についての御質問にお答えいたします。

まず、西原議員さんにおかれましては、先ほど御紹介いただきました、議員さん御提案により設置いたしました図書消毒器を初め、市内に多数存在する今回御質問の岡豊城跡などの貴重な文化財の保護、継承に日ごろから御尽力をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、国指定史跡であります岡豊城跡につきましては、皆様方御承知のとおり、戦国大名でありました長宗我部元親氏の居城でございまして、議員さんもおっしゃられましたが、市長が市政報告で申しましたとおり、先月3日に地域の方々の悲願でありました長宗我部元親飛翔の像が県立歴史民俗資料館エントランスに完成し、除幕記念式典が盛大に開催され、新しい岡豊山のシンボルの完成を祝ったところでございます。

現在の取り組みについてでございますが、平成24年3月に策定いたしました史跡岡豊城跡保存管理計画書に基づきまして、これまでも地権者の承諾が得られました伝家老屋敷曲輪あるいは城下町想定地などの重要な遺構の残存部分から調査を実施し、報告書の作成に取り組んでいくところでございます。

今後につきましても、引き続き地元住民や地権者の同意を得ながら基礎資料を蓄積し、将来的には岡豊山全体の追加指定を目指してまいりますので、議員さんにおかれましても、引き続き御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、文化財系の体制の充実につきましては、議員さんがおっしゃられましたとおり、岡豊城跡を初め市内に多数存在する貴重な文化財の適切な保護、継承には、人員体制の強化が必要と考えまして、本年4月より嘱託職員1名を雇用しておりますが、今後は篠原地区土地区画整

理事業による発掘調査など事業量増大が見込まれるため、さらなる人員の拡充について庁内で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田淵博之君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（田淵博之君） 西原議員さんの御質問にお答えいたします。

新規採用職員向けの南国市独自の研修は、平成22年度から実施をしております。今年度の具体的な内容は、7月から8月にかけて毎週1回2時間が7回、半日の現地視察が1回、合計8回の開催を予定しております。研修の内容としましては、各課の現状の取り組みや課題を各課の所属長を講師として話してもらっております。また、現地視察では、西島園芸団地や掩体、岡豊山、年によっては企業の見学なども取り入れております。新規採用者に、どんな課があり、またどのような仕事をしているかというものを具体的に知ってもらうとともに、少しでも南国市のセールスポイントを知ってもらうことを狙っております。

今回議員さんから提案のありました新規採用者に南国市の歴史や文化を知る機会をつくることや岡豊山などの南国市の歴史に触れる機会をつくることは、今後20年、30年、南国市の職員として仕事をしていく中で、南国市の誇れる歴史や文化財を知ることによって職員としての資質も上がるのではないかというふうに考えております。

ただ、この研修は各課を網羅したものとなっておりますので、十分な時間をとっての研修となっております。研修以外で多くのことを知ってもらうために、例えば生涯学習課が発行しております「南国市の歴史を歩く」、掩体やオナガドリのパンフレット、また商工観光課が発行しておりますパンフレットなどを配付をしまして、新規採用職員に周知をするように考えております。

議員さんも言われましたように、南国市以外の居住地から新規採用者も多く、なるべく早く南国市を知ってもらうということが重要でありますので、今後もこのようないろいろな機会をつくってやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしく願います。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 15番西原勝江さん。

○15番（西原勝江君） それぞれ御丁寧にお答えいただきまして、本当にありがとうございます。

ました。少しだけ2問をさせていただきます。

健康マイレージ事業ということで、今ある健康増進の取り組みを何らかの形でまとめた情報を発信して、参加しやすいように、情報がみんなに行き届くようにという思いで健康マイレージ事業というものを提案させていただきました。すぐにまとめるっていうことは、もうとても、今もう既に各部署で始まっていますので、今年度は無理かと思いますが、静岡県がとても県下挙げて取り組んで、各市ごとにまた特徴を持たせてやってみるっていうことがあったり、また中土佐町の場合はマイレージをためて商品券と交換をするって、それも財源が要ると思うんですけども、そして町の中が少し活性化に寄与してるというようなこともあると伺ったりしています。ですから、健康マイレージという言葉ではございますけれども、健康増進のために情報をまとめてわかりやすく、そして喜んで参加できる南国市ならではの仕組みをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、あとは丁寧にそれぞれお答えいただきました。

もう一つ、健康長寿の中で認知症のMC Iのときのっていうか、自分がどうかなっていう認知症のチェックのことですけども、チェックシートとかセルフチェックのことですけども、埼玉県の朝霞市と東京都の国分寺市がそのホームページから入っていける認知症簡易チェックサイトというのを開設してまして、きのう見ましたら、家族向けとか本人向けとか、そういう対象が分かれて、そこからチェックできるものが開設されていました。私もちょっと危ないのでもせせてもらいましたけど、少しは大丈夫でしたので、安心して、疲れてるというのが出ました、答えに。ですからそのとおりだと思いながら見たもんですけども、そのように簡易なチェックサイトでしたらそのホームページとか、またシート、紙を配るとか、そんなようなこともできるんじゃないかと思っておりますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

それからあと、しつこいようですが、研修のことで、岡豊山と長宗我部のことなんですけども、本当に市内の方が採用されて、本当に市内のことをよく御存じでっていう場合もありますけれども、市外からの方には南国市で働くのでっていうことで南国市のことも勉強してから職員になっていただいていると思っておりますけれども、5月19日にEテレっていう番組で「先人たちの底力 知恵泉（ちえいず）」っていう番組で、「最下位からの脱出！」っていうので長宗我部元親が取り上げられていました。そのように長宗我部元親、市の職員に聞いたらみんなわかるぐらいに、少しそんなような新しい方から研修をしていただけたらなと思っております。

それから、この前のNHKのテレビ番組で何にもないっていうところから始まりましたけども、何にもないじゃなくて、何にもないと言われてるけれどあるんです、と言われるようにみ

んなで頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（前田学浩君） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（田淵博之君） 第2問にお答えします。

先ほども紹介しましたが、生涯学習課が発行しております「南国市の歴史を歩く」、これは南国市の歴史とか文化財、多くのことを触れております。私も過去、生涯学習課におりましたので、この内容は十分知っておりますので、やはりこういうものを日々読んでいただいて、ぜひ南国市を知っていただく。特に南国市出身の職員もほとんど知らないことがあると思います。そういう意味でこういう研修もしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田学浩君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（原 康司君） 西原議員さんから御提案をいただきましたマイレージ制度及び認知症の初期のチェックシートにつきましては、全国で先進的な取り組みをされている自治体たくさんございますので、それらの事例を十分参考にさせていただき、いい方向に進んでいけるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（前田学浩君） 15番西原勝江さん。

○15番（西原勝江君） それから、教育行政につきましてお答えをいただきました。本当にたくさんの方が学校に入っていて、それぞれの子供さんにかかわってくださるというこの2年間に本当に最大の教育効果が上がるよう、そしてこの20年、30年先の南国市に、ああ、やっぱり住んでてよかったって子供たちが言って残ってくださるように、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（前田学浩君） 11番岡崎純男君。

〔11番 岡崎純男君登壇〕

○11番（岡崎純男君） おはようございます。

通告に従って順次質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、中学校給食について質問をいたします。

本年3月定例議会、私は一般質問で、山形県酒田市立浜田小学校は学校給食部門で第1位、地産地消率100%と発言をいたしました。間違いでありました。事実は、平成26年度学校給

食表彰被表彰者一覧、文部科学省で23校ありますが、その第1番号のところに浜田小学校の記載がありました。100%地元産米による米飯給食、酒田産100%米粉パン給食の実施をしています。おわびをし、訂正をさせていただきます。

私の学校給食2問目の質問の市長答弁は、私の目指しておる中学校給食というのは、もちろん100%地産地消でございます、この市長の思いに少しでも役立てばと、ことしの教育民生常任委員会は5月19日に酒田市、20日、秋田県五城目第一中学校に行政視察に行ってきました。

酒田市では、地産地消率、食材料全体に対する庄内産材料の重量比で小学校73.10%、中学校71.50%。食物アレルギー対策は平成26年に対応マニュアルを作成、子供たちに安全で安心できる学校給食を提供し、また食の教育の一環として酒田の農業や農産物を知ってもらい、食の大切さを学んでもらうため、酒田の新鮮な農産物や加工品を使った地場産給食を実施しています。

五城目町の五城目第一中学校は、第7回地産地消給食等メニューコンテスト学校給食・社員食堂部門で文部科学大臣賞を受賞しています。吉原朋子主任学校栄養士さんより説明をお聞きしました。

地産地消の取り組みの概要、1、年間給食献立計画の作成、これは連携をとるための上で基本となるもの、学校の教育目標を達成するために、給食でいつ、どんな献立や食材を使用するのか計画を立てる。この柱立てに地場産物をきちんと組み入れる。2、生産者組合、農家との連携、計画生産と地場産物の受け入れについて門戸を開いておく。地場産物の有効利用のための加工を給食室で行う。例として、大根葉、ホウレンソウ、いためタマネギ、冷凍トマト、ニンニク、ショウガ。3、地域製造業者との連携、調味料等の地場産物の活用を心がける。給食に無理なく導入できる食品として農産物を仕立てるために、地域の製造業者との連携を生み出す。基幹物資を作成し、農家の安定収入に貢献をする。例として、カボチャの甘煮缶詰、冷凍米粉パイ、みそ、豆腐、しょうゆ。

献立を一部紹介をいたします。5月16日、御飯、サバのみそ煮、コマツナのおかかあえ、筑前煮、牛乳、熱量が837キロカロリー、価格は478.23円、地場率、カロリーベースで69%。私たちが伺った5月20日、かき揚げ丼、みそ汁、アスパラのごまみそ和え、牛乳、熱量851キロカロリー、価格330.51円、地場率カロリーベース70%。大変おいしくいただきました。

また、給食委員会では、期間を決めてクラス対抗で給食食べ残しゼロを競うペロリンピックを開催しております。

地場農産物を安定供給するために、生産組合を組織をしております。以前は、学校給食への

地場産物使用率は1割程度であったが、平成22年に五城目エコ・ファーマーズを組織、米部門9人、野菜部門7人、したことで、平成26年度には重量ベースで50%を超えた。吉原栄養士が生産者へカボチャを缶詰に加工することを提案、1次加工したことで給食の通年使用が可能となるなど、地場農産物の活用を促進し、地域農業の活性化につながる取り組みを行っている。吉原栄養士は、学校給食に熱い思いがあることが感じ取れました。

今回の視察でわかったことは、南国市を挙げて地産地消に対する理解をし、強力な行政のバックアップがなくては地産地消率を上げることはできません。

そこで、お尋ねします。

南国市でも、1生産者組合、農家と連携、2加工品で地場産物をふやす、3行政で給食費の一部補助はできないのか、お聞かせください。

次に、農政について質問をいたします。

担い手への農地集約、耕作放棄地の発生防止、解消の抜本的な強化、今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める、農業行動を実現、農地の集約化でコスト削減を目標に農地中間管理機構が昨年できました。私は、国の農政には一定理解はできますが、全面的な信頼はできかねます。

そこで、お尋ねをいたします。

農地中間管理機構ができて1年になります。実績をお聞かせください。

次に、市政報告に国営圃場整備事業・国営緊急農地再編整備事業につきましては、本年の現状と課題の把握、今後の農業振興、圃場整備を初めとする農業基盤の整備を検討する「地域整備方向検討調査」が3年目を迎え、平成27年3月末現在、36集落で整備構想1,000ヘクタールを超える面積で準備会が設立された。地区アンケートが終わったとあります。採択要件を見ますと、1基幹事業及びあわせ行う事業に係る受益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上かつ当該基幹事業に係る受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上、2基幹事業及びあわせ行う事業に係る受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのある農地の合計面積の割合が10%以上であること、3農村振興局長が定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに受益面積に占める担い手への農地利用集約率が次のとおり増加することが確実に見込めること。その1として、担い手農地利用集積率が平成24年度以降の時点を基準として30%以上増加し50%以上となること。その2に、担い手農地利用集積率が80%以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が20ヘクタール以上となること。このような難しい採択要件があります。

そこで、質問をいたします。

最終的には、本市でどれくらいの面積の圃場整備ができるのか、予想をお聞かせください。

今後、今回、最後となる圃場整備事業により多くの面積で採択されるのが南国市の得策ではないかと思えます。これをしなければ、農地、農道、水路の改修などは市単事業で行うこととなります。圃場整備に賛同した地権者には、面積に応じて市で別枠の補助は出せないでしょうか。

次に、土佐の食1 グランプリに高知農業高校の軍鶏ツケ、南国空の駅推進協議会の四方竹肉巻きフライ、西島園芸団地の西島いちごパンケーキが参加をしております。今後の農業は、加工販売、6次産業とすることで農家所得が上がり、後継者が育つと思えます。

そこで、お聞きをします。

行政と業者が連携して販路拡大し、これらのものを年間通して販売するようなことはできないでしょうか。

次に、公立小中学校統廃合について質問をいたします。

まず、安田隆子氏が文教科学技術課に在職中に執筆したものを紹介をします。

「学校統廃合ー公立小中学校に係る諸問題ー」、その冒頭に、小中学校は義務教育施設であり、法律上、自治体に設置が義務づけられているため、少子化の影響が大きい。全国の自治体では、空き教室の増加、休校や統廃合が深刻な問題となっている。しかし、少子化の進展、教員の大量退職、厳しい財政下での耐震化等学校施設整備の必要性等の事情にもかかわらず、学校統廃合が進まない自治体が多い。学校統廃合には教育条件の整備や地域コミュニティの再編のほか、学校行財政制度上の問題等のさまざまな要因や大きな影響を与えている。学校は、地域の教育のみならず、防災拠点などの複合的な役割を担ってきた経緯がある。統廃合を契機に、広く地域住民に開かれたプロセスを通じた新たなまちづくりが求められる。こういうように述べられております。

その本文中に行きますと、学校統廃合の背景、学校統廃合の歴史は、戦後の学校統廃合政策は大きく3期に整理がされる。第1期は、1950年代の町村合併に伴うもの、第2期は、1970年代の高度経済成長期の都市への人口流出による都市の農山漁村の過疎化に伴うものである。これにややおくれ、都市では人口集中による居住環境悪化のため、郊外へ人口が流出したことから、ドーナツ化現象による統廃合が進んだ。そして、現在第3期として、1990年代から将来に向けて、長期的、構造的な少子・高齢化に伴う統廃合が全国に進みつつある。文部科学省によると、平成4年から平成19年までに、小学校は3,212校、中学校は959校が廃校になっています。

今後、おおむね3～5年間に全国の小学校のうち1,100校以上が廃校となる見通しとの調査結果もあります。過去の2期においては、統廃合による新校舎建設のための高い国庫補助率が無理な統廃合を誘発し、地域住民と地方自治体の間でさまざまなあつれきを生むこととなった。

適切な学校配置の条件、学校統廃合に当たっては適切な学校配置が求められるが、教育の観点からは学校規模や通学距離が重要な条件となる。また、これとは別に、地域コミュニティーの中心としての性格からの制約がある。

適切な学校規模の範囲、学校規模の基準は、法令上、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。

適切な学校規模を考える視点として、学校運営、教育財政効果、教育効果が上げられる。まず、学校運営の前提条件として、各公立小学校に配置される教員については、定数の標準が学級数に基づいて法律に定められている。例えば、各学年1学級の場合、現行の規定では小中学校とも校長、教頭を含めて9人となる。中学校は必須教科が9科目なので、これ以上規模が小さくなると教科ごとに専門の教員を配置できなくなる可能性がある。さらに、部活動の指導が困難になることの指摘もある。逆に、規模が大きくなれば、教員数がふえるため、各教科に複数の教員を配置できるが、特別教室やグラウンド等の施設上の制約から、規模が過大になっても十分な授業が行えなくなる。また、児童・生徒数の割に校地が狭く、子供たちの自発的な伸び伸びとした活動が制約をされる。

学校運営の観点では、小規模のほうが経営、運営方針や教育方針を徹底しやすい、小回りがきき、新しい試みを行いやすい反面、教員が過重負担になる。教員同士の切磋琢磨や創意工夫が難しいとされる。大規模の場合は、活気が満ちた雰囲気がある反面、教員や児童・生徒がお互いを知ることが難しい、教職員の集団としてまとまりがたくなるとされる。

近隣市では、香美市は二、三年前に佐岡、片地小学校を統合、現在コミュニティーセンターに改修をしております。先日の6月16日の高知新聞に、安芸市は検討委員会が現在の小学校9校と中学校2校をそれぞれ5校と1校に統合する案を市教育長に答申する方針を固めたとの記事が出ておりました。南国市も適正配置を考える時期ではないでしょうか。当該統廃合をやむを得ない状況にならない早い時期に、関係者や地域に問題提起をお願いします。

そこで、市内4中学校と13小学校の児童・生徒数は今後5カ年でどのような人数に推移していくのか、お聞かせをお願いします。

昨年の教育要覧を見ますと、大篠小学校は28学級、何と生徒数で799人です。さきに紹介をした学校規模の基準は、法令上12学級以上18学級以下が標準とする、ただし地域の実情その他

により特別の事情があるときはこの限りではない、ということになっておりますが、これに該当するのでしょうか。私は適切な学校規模にする必要があると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

今以上に特色ある学校、教科やクラブ活動をつくり、通学区域の再編を行うか、第二大篠小学校の設置が妥当な判断と考えます。大篠小学校整備計画が進んでいるようですが、教育委員会の御所見をお聞かせ願います。

また、大篠小学校には駐車場がほとんどありません。行事があるときには、土曜市やグレース浜すしさんの駐車場をお借りしておるようです。本年5月に台風が接近した折に午後休校になったと思いますが、多くの保護者が車で迎えに来て、周辺道路は大渋滞を起こしました。他の学校はグラウンドを臨時駐車場としておりますが、他校のようにできないでしょうか。ある程度の駐車場の整備をお願いします。

次に、日章工業団地について質問をいたします。

市政報告には、日章地区における新たな工業団地開発につきましては、3月末に計画地における農業振興地域の農用地からの除外申請を行いました。今後は地元及び地権者の皆様との調整を進めながら、用地買収の交渉に入ることを計画しておりますとあります。平成30年度には予定どおり分譲をするべく順調に進んでいるようです。

そこで、何点かお尋ねをいたします。

まず、工業団地の計画区域が拡大したため、造成事業費を繰越処置しております。計画では、開発面積14.5ヘクタール、分譲面積が11ヘクタールでしたが、どれくらい増加したのでしょうか、増加したのかとその理由をお聞かせ願います。

次に、本年度は詳細設計委託するようになっていますが、農業用排水路のつけかえ、変更をしなくてはならないと思いますが、地元や周辺集落との話し合いは十分でしょうか。土地の盛り土が必要と思われませんが、雨水の排水は問題ないのか、地元説明はしているのか、お聞かせをお願いします。

高知龍馬空港の拡張時、県道に地下道をつくったために、田村、前浜地区の一部に井戸枯れが発生し、補償を行った経緯があります。工業団地開発地域は地盤の低い場所が相当あります。現在地下水の水位は時期によって変動しますが、おおむね5メートルぐらいの比較的浅い井戸が多いです。そのため、井戸枯れの発生する可能性があると思われれます。井戸枯れを想定し、補償計画を立てておいたほうが賢明と思いますが、御所見をお聞かせください。

最後に、イオン南国出店計画について質問をいたします。

今定例議会初日、西岡議員の質問で、場所、規模等について答弁がありました。また、翌日の高知新聞にはより詳しく書かれていましたので、大方わかりました。何点か質問をさせていただきます。

まず第1に、17日、福田議員の一般質問で、イオン出店計画が中止となった場合、市道稲吉篠原線新設工事も中止となるか、2問目で質問がありましたが、副市長の答弁がありませんでしたので、再度お尋ねをいたします。

2点目に、開発予定地域には平成25年度より市道稲吉篠原線新設工事が進んでいます。今まで事業に要した金額と地区計画を変更した場合、その費用はどうなるのか、お聞かせをお願いします。

また、イオン出店は南国市や地元商業者にどのような影響があるのか、お尋ねをいたします。

以上で1問目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 岡崎議員さんの公立小中学校統廃合についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の大篠小学校の児童増への対応でございますが、現在、大篠小学校は児童数810名、学級数は特別支援学級を含め29学級であります。これが、平成33年度推計は児童数が937名、32学級になります。1、2年生の30人学級や3、4年生の35人学級が進めば、最大7学級増となる予測を私どもはしております。現在、大篠小学校は通常の教室は満杯でありまして、特別教室を通常の教室として活用しましても、3学級しかふやすことができない状況でございます。

そういった中で、教室の増設とあわせまして、懸案となっていました大篠小プールや校舎の老朽化、体育館の雨漏り、26年度の大雨では避難場所が変更となった体育館でございます。そして、何より急がれるのが、放課後児童クラブの増設でございます。これらのことを総合的に解決するためにはどういった方法があるのかを現在設計会社に委託し、検討しておるところでございます。ほかにも、現在の運動場の広さを維持すること、また1,000食分の調理が可能かについても検討しております。

さらに、大篠小学校に隣接する周辺7小学校の状況でございますが、岡豊小学校は本年度235人が平成33年度には179人に、同じく後免野田小学校は137人が139人に、長岡小学校は250人が235人に、日章小学校は191人が98人に、大湊小学校は58人が57人に、三和小学校は

133人が92人に、稲生小学校は82人が59人になり、7校中6校の児童数が減少し、7校中3校の学級数が減少すると予想されています。そのため、本年度、大篠小学校児童増加対応につきましての検討委員会を立ち上げまして、校区の線引きは変更せずに、大篠小学校区の児童が隣接する小学校へ就学できる制度を導入できないかどうかなど、周辺校の小規模化対応も含めた検討を現在行っていますし、検討を進めていきたいと考えております。

以下、ほかの小学校及び中学校につきましては、33年度の分を今持ってきておりませんでしたので、また後でお届けさせていただきたいと思っております。

また、大篠小学校の駐車場問題では、大変な御不便をおかけしていることに対しまして大変申しわけなく思っております。去る5月12日に台風6号の接近による風雨の影響等が心配されるため、下校時刻を早めた際、大篠小学校において児童を迎えに来た車により学校周辺の道路が車で大渋滞となった問題を踏まえまして、現在大篠小学校では緊急時に土曜日、南国市中央公園や市民体育館跡地等を利用するなどし、車が大篠小学校に集中しないような対応をPTAを交えて協議しているところでございます。

また、運動場の排水施設設備工事以後、運動場への車の乗り入れが不可となっております、余計に御迷惑をおかけすることとなっております。今後は、大篠小学校の児童数の増加や学校周辺の市街化等に伴い、緊急時の対応についても対策が必要であると考えております。大篠小学校の児童増加対応検討委員会の中でも検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、第二大篠小学校建設についてでございますが、現状では建学を考えておりません。児童数増のピークを平成32年から34年と考えておりまして、それ以降は減少してくることを考えれば、現在の大篠小学校を増改築していくことが現実的ではないかと考えております。

次の小規模校の統廃合についてでございますが、学校は地域コミュニティーの大きな役割があると考えております。特に小学校は、地域に密着したまちづくりという観点におきましても大変重要だと考えます。特認校2校も含めまして、学校教育活動が機能しないような事態が予測されることがなければ、現状の中でそれぞれの学校が特色ある学校づくりに向けて取り組んでほしいと考えておるところでございます。

岡崎議員さんからは早い時期での適正配置との御意見をいただきましたので、その御意見は貴重な御意見と承り、今後の検討に生かしていきたいと思っております。

以下、教育次長兼学校教育課長より給食等について御答弁申し上げます。

○議長（前田学浩君） 副市長。

〔副市長 藤村明男君登壇〕

○副市長（藤村明男君） 答弁がちょっと後先になるのかわかりませんが、岡崎議員さんがイオンの出店計画について、私の福田議員さんに対する答弁がどうも十分でなかったということですので。イオンの出店計画が中止になった場合、稲吉篠原線も中止になるのかというふうな御質問ではなかったかというふうに思いますけれども。イオンが今地区計画において計画をしておる部分について、南国市が計画しておる市道稲吉篠原線の区域に重なっておりますことから、このままでは地区計画が予定どおり成り立たないというふうなことがイオンの言い分でございます。南国市も南国市みずから計画しておる道路でございますので、一定のイオンのほうの計画が進展して、その計画が担保されないうちに市道をやめるとかいうことはできないということで。ただ、ただいま地区計画が提案されて余り協議が進んではないんですけれども、協議中でございますので、今南国市がやろうとしておる稲吉篠原線、これから用地を買いに行くわけでございますけれども、そのことについては来年度、平成28年度の予算要望の最終の期日でありますことしの10月まで少しその進捗を待っておると、中断しておるということのでございまして。仮に10月、その時期までにイオンのこの地区計画が進展をしない場合、南国市もそのまま放置するわけにはいきませんので、南国市はこの道路について再開をして粛々と計画に基づいて進めていくということのでございまして、やめるということは全く考えてはおりません。

地区計画が進展をして、その担保がとれる、相手側の計画が順調に進んでいくということになると、この計画では稲吉篠原線にかわる同規模の道路計画を提示しておりますので、その道路がこの稲吉篠原線にかわる道路として、地域の防災道路として、また活性化のための道路として役に立つということのでございます。その地区計画道路は南国市に寄附をしていただく、事業者負担で全部寄附をしていただく道路になるということのでございます。

それから、ちょっと2問目の地区計画が変更になった場合、その費用はどうなるのかというふうな御質問だったというふうに思いますけれども。地区計画はもともと業者側が提案をしておきまして、その費用については全て業者負担でやっておりますので、そういう質問でございましたら、地区計画が変更になったとしても南国市の負担が生じるということは全くございませんので、以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（前田学浩君） 教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 岡崎議員さんからの御質問にお答えします。

これまでの答弁と若干重なる部分があるかとは思いますが、中学校給食の実施におきまして

は、教育委員会だけでなく多くの関係者からの支援や協力が必要と考えております。

先日、山形県、秋田県への教育民生常任委員会の視察に同行させていただきまして、私自身も大変勉強になりました。各地で行われている学校給食にかける人々の熱い思いは、同じく食育にかかわる者として大きな刺激をいただいた思いでございます。

さて、御質問にありました事柄を順にお答えしていきますが、まず地元産品の利用についてでございます。

中学校給食への地元産物の導入は、できる限りふやしていきたいと考えております。具体的には、本年度設置される専門委員会等でも検討を行っていきますが、関係部署とも連携をしながら、地産地消率の向上を進めてまいりたいと考えております。

次に、給食費の一部補助をということでございますが、現在、食材、学校給食米生産者支援としての補助は行っておりますが、給食費への一部補助につきましては、現時点ではその計画はございません。現在、小学校の給食費は270円でありまして、今後設置されます専門委員会で給食費につきましても検討はしていきますが、給食費の範囲内での地産地消を推進してまいりたいと現状では考えております。

次に、加工食品の生産についてということでございます。

視察でお伺いした秋田県の五城目第一中学校では、加工保存により旬の時期に大量に納入し、それを加工して給食の食材に利用しているという様子を伺うことができました。これは、これまで本市学校給食が掲げてきた旬菜、旬食とは若干異なりますが、調理や保管等での設備投資にどれだけ必要であるのか、また大量に加工保存ができる食材を地元でどれだけ確保ができるかなど、今後検討していく必要があるというふうに考えております。

次に、関係機関との連携の現状でございますが、現在、農林水産課、それから南国スタイルとの3者の定期的な会を開催しております。情報の共有と地産地消の推進について、この中で協議を行っておりまして、これが近年の地産地消率のアップに大きく貢献しているというふうに考えておりますので、今後もこういった活動を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田学浩君） 副市長。

〔副市長 藤村明男君登壇〕

○副市長（藤村明男君） 岡崎議員さんのイオンに関して、イオンが来ればどのような経済効果があるのか、あるいは地元の業者さんに影響があるかというふうな御質問でございますけれども。実は新聞等や地元の皆さん方はイオンの中身を御承知のようございまして、そういう

関係から、一応イオンであるとかというふうな形で我々お話をさせていただいておるわけですが、もちろんイオンの関係者は地元の皆さん方といろいろお話をされた経緯もございしますが、今南国市には地区計画の提起というか、そういう形で来ておる状況でして、余り今その地区計画が成熟するか、成り立つのかどうかというのはこれから少し時間をかけてやっていく状況でもございます。確かに南国市にとって税、雇用という意味で考えていくと非常に有利なというふうには思われるとは思いますが、これが高知新聞の、一昨日ですか、にも載っておりましたが、イオンのほうがノーコメントというふうに言っておる状況でございますので、そういった中で、このイオンが仮に来たら、ああであるとかこうであるとかというふうなコメントについては、今の時点で評価するのは時期尚早ではないかなと思っております。もう少し協議を進める中で、中身が具体化して、本当に現実味を帯びてきた時点では皆さん方にもそういったことについてもお答えできる時期が来るのではないかなというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 岡崎議員の農政についての御質問にお答えいたします。

最初に、点在する農地を集約して貸し出すことを目的とする中間管理機構の26年度の集積、集約実績でございますが、国目標の14万9,000ヘクタールに対し、売却を含めて3万1,000ヘクタールの約21%にとどまっており、目標対象である農業をやめた人から担い手への貸し出し以外の農地も含まれており、目標対象に絞った実績はさらに縮小いたします。高知県では、目標の100ヘクタールに対し23.8ヘクタールの貸出実績です。本市では、借り受け者の申請はございましたが、貸付者の申し出が年度末と遅くなったため、26年度実績はございません。

農水省は機構の活用の低迷に対し、周知不足に加え、農地の所有者に対して積極的に働きかける意欲が欠けていたことと、農地保有者は顔の見えない農家らに貸し付けることへの抵抗感があると分析しております。確かに農地の出し手となる農家からすれば、受け手となる担い手の姿が見えなければ、信頼して農地は託せません。今後、農地集積を着実に進めるためには、担い手づくりこそが急務でございます。市としましては、現在計画しております圃場整備事業の地区調査への意向と並行して、各地区の地元関係者で組織する圃場整備委員会の推進組織を立ち上げ、その中で工事、換地、営農部会を整備し、各地域に合った詳細な計画を検討することとしております。その中で地元の合意形成を図りながら事業を推進するとともに、営農部会

ではその地区の営農体系をどのようにしていくのか、中心となる担い手をどうしていくか、また集落営農組織の立ち上げも含め、地域の将来を見据え、話し合いながら検討し、中間管理事業の活用と合わせて農地の利用集積・集約を進めて、地域の農地を守っていけるようにしたいと考えております。

圃場整備の見通しとしまして、議員言われたように1,000ヘクタールを超える面積で準備会が設立されておりまして、4月には準備会、全体説明会を開催し、準備会設立状況や今後の調査スケジュール等について説明を行いました。現在は、各準備会における勉強会、意見交換、続いて各集落説明会を開催し、その後、各地区での圃場整備、委員会設立、そしてできる限り多くの集落、地区で、採択要件は議員言われたように400ヘクタール以上の要件ではございますが、今の1,000ヘクタールができるだけ減らないようにして地区調査、そして事業着手まで持っていきたいと考えております。また、集積目標としましては、現況は8%でございます。当面は60%の集積を目指しますが、最終は80%でございます。

次に、市単で別枠の補助金をとの御意見でございますが、市としましては、地権者の方々の費用負担軽減につきましては、先ほど申しました中間管理機構の地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金という機構集積協力金の活用を考えております。

さらに、圃場整備完了後5年以内に一定割合以上農地の集積・集約を行えば、農業経営高度化促進事業・促進費という補助金が交付されます。この補助金の対象範囲は、各集落ごとではなく、整備する受益地全体、高知南国地域全体に対して一定の集積・集約割合を果たす必要があるため、決して簡単な要件ではありませんが、地権者の方々の負担軽減のため、地元関係者の皆さんとともに目標の達成に向けて事業を進めてまいります。

最後に、土佐の食1グランプリ等で賞を得ました軍鶏ツケ等の加工品の販売につきましては、例えば南国市の窓口としての役目を担う道の駅南国等で設備面で条件を整えば、ぜひ実現までしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 今久保康夫君登壇〕

○商工観光課長（今久保康夫君） 岡崎議員さんより、日章工業団地のことについての御質問にお答えいたします。

平成26年から県と市が共同で実施しています南国日章工業団地ですけれども、当初、開発計画面積は14.5ヘクタールでしたけれども、現在、計画面積につきましては16.4ヘクタールとな

っております。分譲面積は詳細設計ができないとわかりませんが、11ヘクタール程度で、余り変化はないという見込みでございます。主に拡大した箇所は、王子川と当初の工業団地計画地の間にあります王子川右岸の一段低くなった土地でございます。今回一定規模を超える工場には工場立地法による緑地整備が義務づけられておりまして、王子川右岸の土地を緑地帯として盛り土せず利用することで、立地費用の緑地整備の負担を減らすことができ、工業団地へ誘致しやすくなると考えております。

それで、今現在の進捗状況ですけれども、面積的には9割近くの同意・賛同をもらっております。しかし、登記名義人は約100名なんですけれども、その中で相続登記されていない土地もありますことから、相続人が多数になっておりまして、現時点で相続人を含めまして地権者は約170名とちょっと多くなってきております。未同意の方は、こういった方のほうが大半となっております。今後も、訪問を含めアプローチ方法を検討して、事業の理解と協力を得ていきたいというふうに考えてます。それからまた、所在不明者の方もおりまして、所在調査も進めて、同じように事業への御理解と御協力を得ていきたいというふうに考えております。

それから、用水のことなんですけれども、今年度、流量及び水質調査を実施しております。また、地下水についても水質調査を実施する予定でございます。調査によって流量を把握して、工業団地造成工事で下流の耕作に不都合が生じないようにしていきたいというふうに考えております。また、工業団地の下流にて用水を利用される方、周辺の部落の方にも順次計画の説明をして、御理解と御協力をお願いしたいというふうに計画しております。今後、詳細設計につきましても、先ほど言いましたように、耕作に不都合がないように配慮しながら、今年9月末をめどに完成を目指しておるんですけれども、前も言いましたように、地権者、周辺の方々に説明していきたいというふうに考えてます。

なお、地下水のことなんですけれども、予算計上、今はできてないんですけれども、地下水の水位等の調査なんかを、今後県とも協議して検討していきたいと考えてますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 11番岡崎純男君。

○11番（岡崎純男君） まず、統廃合のことについて2問目を質問いたします。

私、統廃合のことについて、安田さんの書いたものを紹介いたしました。その中には、法律上といったところも、法令上、規模、12学級以上18学級以下が望ましいわけですね。これだけで縛っとるわけではありませぬので、特例があればというようなことの中で、当然教育委員

会自体の私も答弁を想定してわざわざこれ調べて質問しましたので、十分わかりますけれども、現状として今800名、やがて1,000人までは行かずとしても、それだけの大きな規模の学校が十分問題なく運営ができておるのか、経営できておるのかというのは心配をするところでありませう。周辺の子供が減っておるところについても、私の地元の日章小学校も100人を切ると、びっくりしましたけれども、そういったことがある。

ただ、教育的に子供の将来を考えたときにを一番やっぱり考えていただきたい。私、佐岡小学校と片地小学校のちょっと例を出しましたけれども、現実として一生懸命やっても結果的には児童の数でどうしようもない、佐岡が廃校になっております。私、関係があつて、今そのところを見させてもらいよんですけれども、耐震補強もし、きちっとしたもので、できるわけですね。しかし、現実としては廃校になったと、地域のコミュニティーセンターとして使っておると。日々は運動場についても近くの子供が来て遊んでおります。サッカーをしたり、軟式のテニスをやったりとかいう光景も目にはしました。当然、統廃合については、地域と行政とでいろんな話し合いをされた結果だというように思います。

これは、西本議員の一般質問で中山間地域はというようなまああつて、私も統廃合を積極的に進めよというわけではありませんけれども、3月議会でも、日章小学校、大湊小学校、香南中学校で小中一貫校を英語教育に特化した、目指したらどうかという提案もさせてもらったわけですが、将来の子供を考えたときに何がやっぱり一番ベストなのかということをもまず考えていただきたいなあと。地域の人についても、やはりそこら辺はどうしても統廃合せないかとかいうような場合、それから大篠が私は900人とかいうようになるにしても、もうちょっと数年様子を見てというような悠長なことでもいいんだらうか。果たして運動会するときにはどういう運営をしておるんだらうか。当然800人の子供が一堂に会して運動会を開くじゃいうこと自体は不可能ではないかなと、競技もろくに出ることができないんじゃないかというような、通常の周辺学校と比べたらその面では教育が劣ってるのではないかなと。その子供たちが大きな大規模高校と、小さな学校でいったときに、子供が社会へ出た折にどういふようになるのか、そこもやっぱり考えてもらわなければいけないなあと。

今設計のほうで、今の敷地の中へ学級のスペースを増築してということは、それは可能になるでしょう。そらプロの設計をした、ある面積のところこれだけのものをふやしたいということであれば当然できるわけですね。今、学童も第2学童まであるわけですが、第3学童もできるでしょう。私がグラウンドを臨時で使ったらどうかという中でも、以前に地盤改良して入る状況にはないと、これもやっぱりそういうことでグラウンドを使えば第3の学童ができなくな

るとかいったような懸念もあるでしょう。

これだけの規模になれば、やっぱり早い時期に第二という選択もあり、また関係機関集まってそういうことも検討する必要があるのではないかなというように思います。ただ、もうちょっと様子を見て、先ほどは32年から34年がピークであろうということでもありますので、それまで行ったらまだ随分先になりますね。そこで考えておったら、当然新しいものをこしらえて、そこからまた何年もかかるわけです。というよりは、早くからやっぱり考えなくてはならないような問題。地域の少なくなった学校についても、ちょうど適正なことからしたら学級数も少ないわけですね、児童数も少ないというような中で、それが適正かどうかというのは検討していただきたいなあというように思います。

これを詰めても、もうこれ以上の答弁はなかなか難しいと思いますけれども、運動会をどういうようにしておるのかということはお聞きをしたいというように思います。

それと、学級数の問題、これは改善をしなくてはならないというふうに思うんですけども、教育長としてどういうお考えなのか。当然私が言ったように12学級から18学級以下でが標準と、それからすれば当然10学級以上ふえておるわけですので、異常ですよ。その反面、周辺の学校は随分減っておる。ひょっとしたら、この話を聞いたら、将来統廃合になるかもしれんというような地域の人と思うかもわかりませんが、そんな心配もないように、行政として早く地域にそういうお話し、地域の意向も聞きながらやってもらいたいなあというように思います。その問題提起はするべきであろうと思うんですが、そこは2問目で、今後こういう状況でどうでしょうといったことを地域で話をしてもらおうことができるかできないか、それはお尋ねをしておきます。

工業団地については、いろいろ心配をされておる方もおいでになります。地元の議員として私が1人で今ありますので、私のところに全部話が来ます。あっちでこう言う、またこっちでこう言うというようなことになると、関係者の中でいいも悪いもいろんな話が出て、やりにくいような面も地域もあるようでありますので、やはり確実に問題点は提起をし、それから地元周辺の部落といっても、個々に、例えば王子部落に行って話をということじゃなしに、全体に用排水というような問題になった場合には、その周辺を集めてもろうて話をして皆が共有すると。王子で話をして、田村は知らん、物部のほうも全然知らんと、どういうふうになっちゃうろうとかというふうなことやなしに、同じ問題でありますので、共有はできるように。下だけじゃないですね、当然、用排水とかという問題は、上もあれば、横にも、川っちゃうのは真っすぐ流れちゃうもんでありませんので、両方がありますので、そこら辺は協議をする場合に周辺地

区を集めてまた、特に用排水については協議もしてもらいたいというように、これは2問目で聞いておきます。

それで、一番最初に中学校給食のことをお話をしましたけれども、市長には3月の議会では私も十分に調査をせずに発言をして申しわけございません。今回研修に行って、地元産を使うということになれば、加工しないとなかなか難しいということがわかりました。冷凍機を導入するであるとか、それとどうしても、新聞にも出ておりましたが、地産地消、地区の直販所の出荷する人と契約してから安定供給を図るといったようなことでありますけれども、個々にとということになるとなかなか、ある今の直販所の形態は自分がものをつくってそのまま出して、系統出荷のように品質とか形とかいったものを規格指定ということではありませんので、それぞれのおのおのが自分のものを自分の金額で売るといったようなことでありますので。一応五城目町がやったような生産者の中でもやっぱりグループで組織を立ち上げてもらって、そこで話をして、量であるとか、品質であるとかいったものを順次ふやしていくとかいうふうな手法をとらなかつたら、なかなかうまくいかないというように思いますので、そういった方面も検討していただきたいというように思います。

それで、先ほど私献立を2つ紹介をしたんですけれども、それをやるについたら何がしか高くつきます、地産地消を使おうとすると。例えば、今言った16日の分は478円って言ったんですが、14日のメニューは494円、19日が372円、18日が328円といったように金額的なもんも随分違います。そこは何がしか行政で補填をする、一部は保護者にも負担をお願いするといったようなことではやらないといかんというように思いますが、ひとつこの補助金を何とか考えてみろうという点でぜひお願いしたいんですが、その点について2問目でその分は聞いておきたいというように思います。

時間が押してますので、まずそれを聞いて、2問目を終わります。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 岡崎議員さんは非常に先々考えてくれておりまして、私がこれからいよいよ建てるにどういう、どう財源を確保しようかというところをやりゆうわけですけど、それも例えば一つの食材の集荷する体制であったり、品質をできるだけ同じようなものにしていくという努力も必要でありましょうし、それからこれと並行して加工ということも、現状からかなりの部分、地産地消率を引き上げるということになれば、現状のままでは限界があると思います、全国レベルへ引き上げていこうとすれば。ですから、その辺の課題はたくさんありますので、それから初めての試みですが、これは絶対私が実行していきたいと思っておりますア

アレルギー食の問題がありますので、これらを今庁内検討委員会でやっておるわけでございますが、新しい検討委員会を立ち上げるか立ち上げないか、まだそこな辺のこともはっきりしておりませんが、先ほど岡崎議員から提案のありました、まず利用する子供たち、ひいては家庭、家庭も一定負担する、行政も負担するというようなことはやはりやっていかないとはいえないだろうかと、地場のものを使うとなれば割高になることは当然のことでございますので、これは双方が考えていくというのが普通の考え方ではなかろうかと思っております。

○議長（前田学浩君） 教育長。

○教育長（大野吉彦君） 岡崎議員さんの2問目の御質問にお答え申し上げたいと思います。

平成27年、本年1月19日に文科省が統廃合の手引というのをを出しております、翌1月20日付の高知新聞の記事がこれでございます。この中に、やはり存続の場合に注意しなくてはならないいわゆる留意点、それから統合の場合、統合しても少子化、少子化でまた統合していくという負の連鎖にならないようにしていかなくてはならないというようなことが記載されておりますし、各市町村の教育委員会の意見も出ておりますが。やっぱり学校はその地域のコミュニティーの場所になるわけでございますので、昨日も御答弁申し上げましたように、学校があって子供の元気な声がするからこそ地域も元気になると、これはもう絶対原点でございますので、昨日も御答弁申し上げましたように、南国市、特任2校を含め減少が予想されますが、それについては適正な見通しを持ちながら、ことし立ち上げました検討委員会をもとにきちっとした見通しを持っていきたいというふうに考えております。

特に大篠小学校につきましては、学級数が現在29学級で確かにたくさんでございます。現在810名、33年には900名になるんですが、御心配されました運動会ですが、私もそれを一番心配しております、今の基本設計の絶対条件は現在の運動場が絶対狭くならないようにという条件をお願いしているところでございます。幾つかの案が出てきておりますけども、まだ公表するところではございませんので、基本設計に沿って、31年度からはその新しい教室も動くことができるように、27、28、29、30で基本設計、実施設計、学童、一番急ぐ学童、プール、体育館、それから増設しないといけない7教室も含めて順次計画をしてまいりたいと思っております。

毎年、大篠小学校運動会へ行かせてもらっていますが、児童数は多いですけども、歴代やはり学校長を筆頭に教職員の物すごい熱意と情熱、大篠地区のPTAさん初め、地区、地元の議員さん初め物すごい応援をしてくださいます、問題が全くないじゃいことはございません、800人超えておりますんで。ただ学校の運営、経営というのは、学校の経営方針、学校長の経

営方針に沿って教職員が一致団結して取り組んでおりますし、運動会で大きな事故、けがが出たという報告も出てきておりません。子供たちが整然と運動会を実施していますので、そのことは御報告を申し上げておきたいというふうに思います。

今後は、南国市の検討委員会を中心に、いただきました御意見をもとに、他市町村を見ましても統合ということは非常に難しい、物すごい問題をはらんでおりますので、どこも2年も3年も、私も近隣都市、市町村を知っておるんですが、3年も4年もかかるというような状況でございますので、大篠小にとりましては32、33、34年がピークでございますので、31年度までにそれをクリアできる7学級、現在の運動場を狭めないということで増改築をしてまいりたいと思いますので、御理解のほどをどうぞよろしく願いいたします。

○議長（前田学浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（今久保康夫君） 岡崎議員さんの2問目の御質問ですけれども、市としましても、工業団地の開発推進におきましては、用水、排水について、できる限り個人だけじゃなく全体に説明をして、御理解と御協力をお願いするしかないというふうに考えておりますので、また御協力よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（前田学浩君） 11番岡崎純男君。

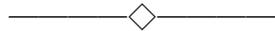
○11番（岡崎純男君） 済みません、時間が来ました。

ちょっと言い抜かっておりましたので、1つ、加工品のことなんですが、加工品は今現在南国スタイルが給食の食材をあそこで各学校に分けて持っていくようなことをしております、非常に手間暇かかっているわけですね。1つに、加工品とって生産者から直接センターとか、今学校へ行くとかいったようなことの、生産者から調達するというようなことであれば、そこで1つ手を加えてもらおうと、そうしてスタイルに持ってきてもらおうとかいったようなことをすれば、スタイルはそのまま学校に持っていくとか、センターに持っていくとかいうことができ、スタイルの利潤もちょっとは手間かからん部分、上がるというふうに思います。その分、生産者のほうも通常のところに行くよりはちょっと値が割高でもうけてもらえるというようなこと、1つ加工品としてのそういうことも、納入方法も一つの加工であるといったことは考えていてもらいたいなあというふうに思いますので、生産者に提案をお願いしたいと思います。

○議長（前田学浩君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時6分 休憩



午後1時 再開

○議長（前田学浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） 公明党の浜田でございます。市民の皆様と行政のパイプ役として、生活者の目線に立ちまして、第384回定例会の一般質問をさせていただきます。

初めに、市長の政治姿勢につきまして2点お伺いをいたします。

市長は、前回の議会におきまして、次期出馬の表明をされました。今期におきましての公約的なものではなかったかと思いますが、固定資産税の標準税率化がございました。今のところ、0.05%の改修が実現をしております。あとの0.05%につきましては、来期におきましての消費税率10%の折に改修するおつもりでしょうか、それよりも早くと思っておられるのでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

2点目に、人口増についての市長のお考えをお伺いいたします。

これまで少子化対策には精いっぱい応えていきたいという市長の政治姿勢をたくさん見せていただきました。妊婦健診の14回までの無償化、現在は国の施策となっておりますが、南国市におきましては国に先駆けて実現いたしました。出産育児一時金の委任払い、これも先駆けて実行していただきました。肺炎球菌やおたふく風邪のワクチン接種、乳児家庭全戸訪問事業、子供の医療費も中学生までに拡充などなど、全力で取り組んでいただきました。

お母さん方が安心して子育てがしやすい環境づくりをさまざまに行ってきたわけですが、やはり人口増ということになれば、子供たちがふるさと南国市に雇用の場を確保できる環境づくりが何としても必要であろうと考えます。せっかく南国市を挙げて手塩にかけて育てたというのに、その子供たちを県外にとられてしまう。これは国に対しては大きな貢献にはなることではあるけれども、地方創生、人口増ということから考えれば、ここを解決しなければならぬと市長もお考えは同じだと思っております。だからこそその企業誘致であるのかなと見ておりますが、どうもこれまでの企業誘致におきましては、南国市の雇用の受け皿にはなっていないと思わざるを得ません。固定資産税や法人税という税収入におきましては南国市に貢献をしていただいておりますが、雇用の拡大、若者の定住につながる企業の誘致、こういった観点からはまだまだの感がいたします。今後、市長はどのような手だてをお考えなのかをお伺いいたします。

また、移住促進におきましても力を注いでおられることと思いますが、これもまだこれから

というところだと認識しています。先日の報道によれば、日本創成会議が高齢者の地方への移住促進を促す提言をし、政府も推進する方針を示しました。高知市もその対象の市とされています。高齢者を受け入れるとなれば、人口増にはなりますが、医療、介護の費用は多くなります。高齢者の地方への移住促進に関しまして市長はどのように受けとめられたのか、御所見をお伺いいたします。

先日、私はある市民の方から思いがけない視点を拝聴いたしました。その方は、御主人を早く亡くされた方ですが、南国市は子育てがしやすいところだとおっしゃられました。その理由をお伺いいたしますと、母子家庭が多いので、父親がいない家庭が特別な家庭というふうではなくて、子供は我が家が母子家庭であることを普通感じて育ってくれたということでした。そしてまた、移住促進ということであれば、南国市は母子家庭の方を対象とした移住促進をしてはどうですかということです。児童手当など、それはそれで支出も多くなるでしょうけれど、子連れの方が移住して住みやすく、ここで仕事についてもらえる環境づくりをしていけばいいのではないですか、女性の職場を確保していくことです。そして、移住してきた子供たちが南国市をふるさととし、ここに根づいてくれるとうれしいですねとの御提案をいただきました。

高齢者の移住ということもあるのであれば、母子家庭の移住促進があってもいいのではないかと思います。一市民のこのお母さんの発想につきましても、市長はどのように受けとめられるか、御所見をお伺いいたします。

次に、教育行政につきましてお尋ねいたします。

その1点目といたしまして、大篠小学校の増築に関しましてお伺いいたします。

大篠小学校の生徒数が増加しているという実情、また今後の生徒数の推移ももちろん見きわめて、それらを鑑みた場合、やむを得ず増築を行わなければならなくなったということだと思います。周辺の小学校の生徒数が減少していく中で、南国市のこの現状は明らかに何らかの是正が必要だと思います。先ほどの岡崎議員さんのような考え方も一つの考え方だと思いますが、私のほうはまた少し違った思いを持っております。

これから本気で地方創生に取り組み、人口増を図るのであれば、反対に周辺の小学校の生徒数がふえていく政策を考えなければならないと思っております。これまでに空き家対策の質問も出ました。どの辺の空き家にどのような人を呼び込むのか、移住の人をどこに迎え入れるのか、どのような魅力をアピールしてそこに子連れの人に来てもらうのか、そういったことを考えていかなければ、地方創生から遠のいていくのではないかと考えております。

今回、大篠小学校の増築計画を検討された折には、そういった話し合いはなかったのかどう

か、お聞きしたいのですが、一般質問 2 日目での教育長の御答弁の中からは多くの議論が出ていのように認識いたしました。先ほどの岡崎議員さんに対しての教育長答弁では、隣接する小学校へ通うことができないかなどと検討している旨のお話でしたが、これは学校のみの問題として捉えるのではなく、まちづくり、つまりは地区計画も含めて検討がなされなければならないと考えます。市長並びに教育長の御所見をお伺いいたします。

そして、今回の増築に関しましての予算規模や入札方法など、副市長からお聞かせ願えればと思います。

教育行政の 2 点目は、保育につきましてお尋ねいたします。

子ども・子育て支援新制度がスタートしたわけですが、3 月末まで公定価格が定まらないなど、担当者の方々も、また保育、幼稚園現場でも気をもんでのスタートでした。学校法人の私立の幼稚園だったところなどは特に勝手に違うこともあり、御苦勞をされたことと思います。これまでに保護者の方々から、また保育に携わっておられる方から何らかのお声が聞かれましたでしょうか。よくなった面、よくならなかった面、さまざまだと思いますが、あればお聞かせを願いたいと思います。

また、4 月 1 日からの施行ですので、3 月には対応できなかったこと、つまり 4 月には反映できなかったことが 4 月から対応できることになり、つまり 5 月には現場に反映できたことになると思うのですが、そういった事柄が何かありますでしょうか。

私のもとには、ゼロ歳児を職場に連れていけるので、3 歳児だけ入所させてほしいとお母さんの思いは受け入れられませんでしたので、そのお声をちょうだいいたしました。これまでやってこなかった、つまり前例がないということでした。新制度になっても前例踏襲でしょうか、それとも新しい制度ではそれもよしとするということはありませんか。

また、4 時までの保育短時間の場合、お迎えの時間が遅くなれば延長となりますが、4 時以降、何分までにお迎えに行けば延長ではないとみなされるのでしょうか。保育所や幼稚園によって違うのでしょうか。お二人の子供さんを別々の保育に入所させている場合には、保護者の方には御苦勞が課せられると思います。そんなお声も聞こえてまいりました。課長のもとにさまざまなお声が聞こえてきたと思いますので、お聞かせください。また、そのことに対する御所見もお聞かせください。

それからもう一点、これはお願いしたいことがございます。幼保支援課はいわば窓口対応をする場合や電話で市民の皆様と対応することが多くあると思います。市民の皆様の中には、知らないことも多い中、不安もあり、また自身の窮状を助けてもらいたいために、ややもすれば

あり得ない要求をされる場合などもあるかもしれません。それであっても、職員の皆様は言葉遣いや心遣いには気をつけて対応していただくことをお願いいたします。幼保支援課の職員の皆様は、大抵は優しく丁寧に対応して下さっておられますが、中にはそばで聞いていて聞きづらいと思う場面にも遭遇いたします。市長は常に市民に優しい市政を心がけておられます。市民の皆様への対応は、相手の立場に寄り添って不安を取り除いてあげられる姿勢でお願いいたします。課長におかれましては、職員の心に余裕ができるような職員教育もお願いいたします。6月16日の高知新聞には、介護現場でアンガーマネジメントの活用がなされている様子が紹介もされておりました。参考になるのではないのでしょうか。苦言を呈してしまいましたが、課長の思いをお聞かせください。

次に、通学路につきましてお伺いいたします。

平成24年4月以降、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受けまして、通学路の緊急合同点検の要請が国より求められました。南国市におきましても、小学校と南国市と警察の3者により緊急合同点検を行い、結果50カ所が対策を要するとのことのでございました。南国市の事業主体となるのは23カ所であり、平成23年度の補正予算を組み、予算化されました。24年度以降は、国の交付金事業を活用して3カ年で終了させるとのことでした。また、県とも協議をして、3年を2年で仕上げるように精いっぱい早く完了させたいとも述べておられます。これは、平成23年3月議会での西原議員の質問に対する答弁でございます。それから2年が過ぎたわけでございますが、進捗状況をお伺いいたします。道路管理者が南国市以外であるところにつきましても、進捗状況をお伺いいたします。

また、このときは小学校の通学路が対象であったかと思いますが、今回私からは保育所、保育園などの通園に関してもお考えいただきたいと思います。幼児は基本的に大人が送り迎えをいたしますので、大丈夫と思われがちですが、保育園の近くまで車で行き、そこから子供の手を引き登園することもございます。子供2人を連れている場合もあり、時には危険だともございます。保護者や保育所などから要望がある場合には、少々の無理があるといたしましても、要望に沿えるよう御努力をお願いいたします。この点に関しましてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

質問の3点目は、自転車講習制度についてお伺いいたします。

今月1日より、自転車で危険な乗り方をした運転者に安全講習を受けることが義務づけられる新たな制度が始まりました。改正道交法の施行令で危険行為14項目が指定され、3年以内に2回以上摘発されると講習を受けなければなりません。講習は1回3時間で手数料が5,700円、

講習を受けなければ5万円以下の罰金が科せられます。

自転車だからそれほどの事故はないと思いがちな自転車事故で、私たちが驚かされた事故が平成25年にありました。小学校5年生の子供が運転するマウンテンバイクが散歩中の67歳の女性をはね飛ばし、女性は意識不明の重体となり、子供の母親は監督義務責任を問われ、9,520万円の賠償命令を下されたという事例は記憶に新しいところです。ほかにもさまざまな判決事例がありまして、1,000万円から4,000万円の支払い命令はざらにございます。歩行者と自転車の衝突事故は年間2,500件以上に上り、死亡事故も過去10年間で50件近く発生しているという現状がございます。

こういったことが今回の改正法につながったと思われませんが、それでも6月1日、急にこの改正法が私たちに示されたかのように感じた方も多いことと思います。実は、この施行は2年前から啓発活動が行われ、我々に周知期間があったということです。ええ、そうだったんですかと私は言ってしまいました。よくよく思い出してみますと、南国市の場合、自転車が歩道を走ってもいいことを認めているという話を行政の方としたことがありました。そのときがそういうことだったので、思い出しました。物事の周知徹底の難しさを知らされました。南国市のプレミアムつき商品券のことでさえ、広報に差し込み、全戸にお知らせしたことと思いますが、知らない方がたくさん存在しました。これと同じことです。今回の法律は14歳以上に適用されます。また、14項目の危険行為には、信号無視や一時停止違反、歩道での歩行者妨害、携帯電話を使用しながら運転し、事故を起こした場合など、ついやってしまいそうな事柄が含まれています。子供たちへの交通安全教育や全市民に対する周知徹底はこれからも行われなくてはなりません。教育委員会並びに危機管理課の取り組みにつきましてお伺いいたします。

また、自転車は車道通行が原則とされておりますが、以前お伺いしたときには、南国市では道路整備の事情から自転車が歩道を走行することは認めるとされておられました。そうすると、なおさら歩行者との事故発生の可能性は高くなります。内閣府が示しております自転車安全利用五則には、1 自転車は車道が原則、歩道は例外、2 車道は左側を通行、3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、4 全ルールを守るとして、その中に飲酒運転・2人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点で信号遵守と一時停止・安全確認、5 番目に、子供はヘルメット着用と5項目が示されております。これらを踏まえた交通安全指導を行うとともに、今後は自転車道を明確にしていく必要性もあろうかと思えます。道路の整備につきましてはどのように対処していくのか、建設課長の御答弁をお願いいたします。

さきにお示ししましたように、自転車事故による賠償問題も深刻です。兵庫県では、この3

月に自転車利用者に損害賠償保険の加入を義務づける全国初の条例を制定しております。事故防止とともに、このようなこともむしろ市民の皆様のためには必要ではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

最後に、発達障害につきましてお伺いいたします。

市政報告の中で、昨年度は乳幼児健診や相談支援のほかに保健師とともに小学校訪問を行い、支援方法の検討を行いました。本年度は保育所・幼稚園へも訪問先を広げて実施することを予定しているとのことですが、その検討内容につきまして御説明をお願いいたします。

私は、以前に発達障害を見つけるためには5歳児健診が有効だと提言したことがございますが、その点につきましてはどのような御所見をお持ちになれるか、お聞かせください。

また、発達障害は一人一人の症状が大きく違いますので、保護者への通知にも気を配られていることと思います。発達障害を障害と見るのか、個性と捉えるのかといった問題もございませう。アスペルガーの方は大人になってから気づくという場合も多いと思います。これらを含めまして、社会全体で発達障害の捉え方を正しく認識し、全ての子供たちが社会の中で個性を生かして普通に暮らせる環境づくりもしなければならぬと思いますが、センター長の御所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 浜田議員さんから母子家庭、父子家庭の問題に関して提起がございましたが、ちょうどけさ、NHKの高知地方番組でしたか、あれ、そもそも21日が父の日であるということで、保育におけます母子家庭に気遣いをして父の日の行事をやらない保育所が随分ふえてきたということを番組として取り上げておりまして、高知市内の学校が依然として父の日をやろうじゃないかと、そしてお母さんが育てている家庭であっても、母に対する思いといひますか、そういうもので力強く育っていく子供の姿というのを番組でやっておったんですが、私はどちらかというともさしくそうあるべきではないかと思ひました。たくさん父子家庭、母子家庭が世の中に存在するわけですが、そういうことを気遣ってやめておると、何にもやれなくなるというひますか、母の日には父子家庭は遠慮せないかんというようなこと、父の日には母子家庭を遠慮する。また極論かも知れませんが、障害をお持ちの方がいるときは運動会まで極端なことを言ひますと遠慮せないかんというようなことにもなるわけで、やっぱりそこでは障害者に配慮したような競技も大いに取り入れてやっていくとかいうことで、それをやっぱり

取り入れていくというのが私は本来の姿ではなかろうかというように思ったんですが。きょうはまた浜田議員さんから、父子、母子の関係でまちおこしじゃないですけど、移住ということを取り上げたらどうかということで、これも一つの手法だなあというように痛感いたしました。

まず、第1番目の固定資産税の引き下げの時期についてでございますが、私も浜田議員さんがおっしゃるとおり、この消費税、時期も標準税率に引き下げるのは、まさしくそのとおり消費税が始まる時、できるだけ重ならないようにその以前にやりたい、そのように思っております。そのことにつきましては、まだ税務課長、財政課長等とも十分協議をいたしまして、もう目減りする税額はほぼわかっておりますので、それを予定して断行していきたい、このように思っております。

そして、一方では人口増の問題なんですが、浜田議員さん御指摘のように、ただいまの企業誘致の状況では本当に人口をふやすということにはほとんどなっておりません。例えば、年商110億円を超える明星産商が数年前に来てくれました。もとのところは高知市の上のほうの場所から来てくれましたので、みんなこういう経済社会状況の中で、少々遠くても、道もよくなりましたので、通ってくる、この際にやめるといふ人はほとんどおりませんでした。今度も、これまた年商かなり大きい釜原さんが来てくれましたが、実は数人雇ってくれました。それから、いつもあそこの社長さんが言われるんですが、みんな我が社員はそんなに行き回って御飯を食べるような余裕はないから、できればあそこへ食堂をつくりたいということで、食事をつくってくれる人も地元で雇いたいということも前々から言っておられます。その程度のもので、本当に社員を何十人も雇うというのは、具体的に言いますと、市内の栄光工業さんなんかは東工業高校の卒業生を毎年少なくとも10名近いぐらい雇用してくれております。そういう循環ができ出した会社でございますので、大変うれしく思います。

雇用について言えば、高校卒業生の約半数以上が県外就職ということ、それから大学生はもうほとんどその大都市に残るといふのが、大学卒で帰ってくるので一番多いのが恐らく学校の教職員を目指す方、それか公務員になる方ぐらいで、そのほかはほとんど大部分の人がその都市周辺に残るのではないかと。そこで結婚して、子育てして、せいぜいで退職して数年しておつて帰ってくるというのが、年金生活に入ってから帰ってくるというのが今の実態であろうかと思っております。

そういうことで、私は一方では理想とするのは、高校を卒業した人が就職したい、この高知県、ふるさとで就職したいという、その願望を実現できるような企業を今から育てていってもらいたいというのがそうですが、これは長いスパンで考えることございまして、もっともっ

と早く結果の出ることを考えないかんとということで、早く結果の出ることは、西川潔議員が言ったような、今どんどんどんどん空き家ができております。都市計画決定、南国市がやる以前のところであれば、既存宅地でそこにはすぐに家が建つわけでございます。ましてや、田舎の農家の敷地というのは結構広い、都会型の家を建てれば大抵3軒から4軒ぐらいが建つ敷地というのは幾らでも、幾らでもということもないですが、あるわけでございます。これをもう少し、現状のままでやるんじゃなくて、私は年に1回必ず南国市内の不動産業界の組合とも意見交換会をやっております。いろんなこれ現実の問題が向こうからも出てまいります、私たちが聞きたい、お願いしたいこともあるわけでございますので、そうした機会も十分に生かして、空き家対策というものを掘り下げていきたい。これは、都市整備課長にももう既に指示をしまして、庁内で体制をつくってこれをやっていきたい、そのように思っております。これは、民間の方々にも入ってもらってやっていきたいなと思っております。

それと、私何回も言いますように、もう一つ現実的なものが医大周辺のまちづくり、これは何としてもやっていきたい。ちょうどといったらちょっと悪いんですけども、医大の職員宿舎もかなり古い状態になっております。この間、外壁へ何かかけてやっておりましたから、あれ、何かやっておったと思うんですが、かなりもう古い、いつ建てかえてもおかしくない状態でございますので、これを機会にまちづくりへ組み込んでいきたいなあと思っておりますし。

実は私は、もう1年ぐらい前から民間のある業者をお願いをしまして、あなたのところは随分高知市で大きなマンションを建てておりますが、南国市へは来てくれませんか、何か理由があるがですかということと言いますと、いや、理由は別にございませんということで。じゃあ、南国市へ、私も協力しますから、不動産の先棒を担ぐようなことを私はしたくはないんですけども、この際、もう背に腹はかえれんということで、その用地を取得するということだったら、行政としてもお手伝いしますとまで言って、南国市で今土地を物色中であります。1つ候補地がありまして、近々地主の方とお会いするんですが、やっぱりああいう会社というのは、ここにこれぐらいの用地があって、ここにこの土地が幾らで買ったら採算が合うのかというのははっきり計算をして用地交渉に入りますので、それが成功するかせんのか、我々が関知するところではないんですが。非常にそういうことで南国市でも進出する対象にしてくれたということは大変うれしいことでございますが、逆に返せば、高知市では浸水区域を除いて、もうそういう余り建てるところがなくなっただけということをおっしゃっておりますので、そういうやっぱり民間の力をかりるといってもこれからは大いにやっていきたいなと思っております。

いろいろ申し上げましたが、その一つとして、浜田議員さんがおっしゃってくださいました

母子世帯、父子世帯を対象にするというのも非常にあれではないかと思っております。

それと、やはり今ここへ来て、これは中山研心議員が一般質問の中でおっしゃったわけですが、ゼロ歳児の問題。これは、私もゼロ歳児を実は始めるときに小児科の先生の意見も聞きました。その先生の意見は、ゼロ歳児を始めていいけれども、首の据わらない子供を預かるってというのは、行政として余りいいことじゃないよというのが当時のその先生の意見でございました。やっぱり生まれたばかりから首が据わるぐらいは幾ら何でもスキンシップが大事だし、母親のあれが大事だよと、行政サービスとして幾らでも拡充したらいいっていうもんじゃない、特に子供の問題は、ということでくぎを刺されたような御意見をいただいたわけですが、やっぱり生まれたばかりの赤ちゃんは物も言わないし、そういう意味ではそういうドクターの意見というものを私は今日まで大事にしてきたわけですが、世の中どんどんどんどん変わって、それどころじゃないというお母さんもたくさんおいでになると思います。6カ月、首が据わるまでなどという悠長に産後の休暇をとれないというまだまだ民間の中小の企業ではあると思いますので、そろそろ考え方も変えないかなと。これまたいろいろ専門の先生方の意見もこういうことは聞いてみて、行政がよかれと思ってやっておることが、何か医学的とか、子供の発達とかいう場面で捉えると余りいいことじゃないということがあってはいきませんので、行政サービスのことについて、拡充についてはそういうような方向で進んでいきたい、そのように思っております。

いずれにいたしましても、今回の地方創生の問題というのは、今回も次回もこの議会の場を通じて議員の皆様方の御意見も大いにいただいて進めてまいりたいと思いますので、国の制度へののらんは別として、これを機会に大いにこの地方創生でたくさんの議員の皆様方にも御意見をいただきながら進んでいきたいと思っておりますので、どうかひとつその点ではよろしく願いたいと思っております。

これをもって答弁にかえさせていただきます。

○議長（前田学浩君） 副市長。

〔副市長 藤村明男君登壇〕

○副市長（藤村明男君） 浜田和子議員さんの大篠小学校の増築に関して、予算規模、入札方法についてお聞きをしたいという御質問がございました。先ほど岡崎議員さんからの御質問で教育長から説明がありましたように、またこの後教育長から説明があろうかと思いますが、大篠小学校の増築に関しましては、単に校舎の増築を行うということではなくて、学童施設の問題でありますとか、プールや体育館をどうするか、調理場やグラウンドをどうしていくかとい

うふうなことで、大変手狭でございますので、どういうプランにすれば一番いいのかということで、コンサル業者に委託をして現在検討をしているところでございまして、業者さんのほうからは何案か提案がなされまして、今後その提案に基づいて関係者で協議をしていくというふうな段取りになっておりまして、まだ詳細な予算とか、あるいは入札方法とかいうふうなものは決まっております。これからどれがいいのか決めれば、規模がわかりますし、規模に見合った業者、入札方法を検討していくということになりますので、御理解を願いたいと思います。

それから、市内の学校が大規模化をしてしまったり、あるいは非常に少なくなっておるといふふうな調整っていうものを地区計画で考えていくべきではないかというふうな御質問ではなかったかというふうに思っておりますが、現在市街化区域が随分埋まってまいりましたけれども、若干まだ未利用地が残っておりますのでございます。住宅地の造成を地区計画で行うということになりますと、やはり市街化区域が一定充足をした段階でそういうことを考えていくということになるんですが、実は現在のマスタープランで地区計画によって住宅を誘致というか、広げていくというふうな地区の指定もあります。場所は篠原の南側、ちょうど今度の開発されようとするところの西らっ側の地域、明見保育所の東側というところに、そういうところを指定しております。そういう意味で言うと、浜田議員さんが言われたような小学校の一部の学校が肥大化するであるとか、あるいは非常に人口減少するとかっていうふうなことの議論がその時点では欠けておったのではないかなというふうに感じておりますので、今後そういったものも含めて、そういう時期がありましたらこの計画についても考えていきたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 市長、副市長の御答弁に続きまして、私のほうから、浜田和子議員さんの大篠小学校の増築に関しまして御質問にお答えいたしたいと思っております。

先ほど岡崎議員さんからの御質問でも触れさせていただきましたが、副市長も申されましたが、大篠小学校は平成33年度推計は児童数937名、32学級になります。1、2年生の30人学級や3、4年生の35人学級が進めば、最大7学級増となる予測をいたしております。そういった中で、教室の増築とあわせまして、懸案となっていましたプールや校舎の老朽化、体育館の雨漏り、そして何より急がれるのが放課後児童クラブの増設でございます。これらのことを総合的に解決するためには、どういった方法があるのかを現在、設計会社に委託し、検討しており

ます。ほかにも、現状の運動場の広さを守るようにとか、1,000食分の調理が可能かについても検討しておるところでございます。

また、先ほども申させていただきましたが、大篠小学校に隣接する周辺7校の状況は、7校中6校の児童数が減少し、7校中3校の学級数が減少することが予想されています。そのため、本年度、大篠小学校の児童増加対応についての検討委員会を立ち上げ、校区の線引きは変更せずに、大篠小学校区の児童が隣接する小学校へ就学できる制度を導入できないかどうかなど、周辺校の小規模対応も含めた検討を行っていきたいと考えておるところでございます。検討委員会では、保護者や地域の方々の御意見もお聞きし、平成29年度までに結論が出せるように進めてまいりたいと考えております。

また、これが周辺校や中山間特認校の活性化につながり、ひいてはそれが南国市全体の教育活動の活性化や向上につながる契機としたいとも考えています。

いずれにいたしましても、大篠小学校を含む市内小中学校は、今後、市全体のまちづくりや都市整備計画にも大きく影響を与えることとなりますので、関係部署とも連携した取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（前田学浩君） 幼保支援課長。

〔幼保支援課長 田内理香君登壇〕

○幼保支援課長（田内理香君） 浜田和子議員さんの保育行政の御質問にお答えいたします。

ことしの4月開始の子ども・子育て支援制度の円滑な施行に向け、高知県、近隣市と連携を図りながら取り組んでまいりました。昨年度までは、保育所入所は保育に欠ける事由が要件となっておりましたが、新制度では保育を必要とする事由となり、利用の申し込みとあわせて保育の必要性の認定申請が必要となりました。ただし、保育入所事由としての言い方が変わりましたが、今まで運用で取り扱っていた事由が明言されたことなどであり、大きな違いはありません。以前より自営業をしながら下の子を見て上の子だけ預けたい、下の子に手がかかるため上の子だけ預けたい、同年齢の友達と遊ばせたい、集団生活になれさせたいなどの理由で上の子だけを保育所に預けたいとの申し出はありますが、兄弟姉妹の中の1人を御家庭で保育できるという状況は、新制度における保育入所要件である保育を必要とする事由に該当しない御家庭であることとなり、原則上の子だけ、または下の子だけを保育所に預けることは、今までも新制度でもできておりません。

そのため、浜田議員さんがおっしゃるゼロ歳児の下のお子様を職場に連れて行って御自分で保育し、3歳児の上のお子様だけの入所希望についてはお断りをさせていただいておりました。

ただし、保育所入所要件には該当しない御家庭でしたが、ほかの保育施設での受け入れや今後仕事を進めていく上でもしゼロ歳児の下のお子様を年度途中入所させなければならなくなった場合に、年度途中だとゼロ歳児枠がなくなる場合があることなど、御家庭の状況に応じた説明ができておればと考えるところです。

次に、新制度においては、保育所の就労時間、保育を必要とする事由によって保育を利用できる時間が決まります。保育短時間認定の場合は最長8時間、保育所によっては8時から16時まで、または8時半から16時半までとなっております。そして、保育標準時間認定の場合は最長11時間の保育利用可能時間となります。ただし、勤務先が遠いので通勤時間がかかり保育利用可能時間帯に迎えに行けれない、残業などから通常の保育利用可能時間帯を超えてしまう、仕事が忙しい時期だけ延長保育を利用したいと、保育利用可能時間帯を超える場合は、保育開設時間内で延長保育が利用でき、保育料とは別途に延長保育料の納付が必要となっております。延長保育料徴収の猶予期間、猶予時間などについては、園長会、所長会などで検討しました。昨年度までも18時20分から19時までを延長保育時間とし、18時20分を超えた場合は延長保育料の納付をお願いしてきた経緯もありますので、猶予期間、猶予時間は設けないことにいたしました。認定こども園については、法人にお任せをしております。

延長保育については、事前の入所しおりなどにて保護者へ周知をしておりましたが、今までの延長保育を必要とできなかった保育短時間認定の方の中には、少し戸惑いがあった声を聞いております。

また、浜田議員さんがおっしゃる保育短時間認定の兄弟児を別々の保育所に預けられている方で、当初は保育短時間を希望していましたが、2つの保育所利用では保育短時間内にお迎えに行くことができない場合は、保育標準時間に変更する対応をとっております。

なお、月の途中で就労時間が変わり、保育必要時間が保育短時間認定から保育標準時間認定に変更となる場合は、支給認定変更が翌月からとなりますが、保護者の負担軽減を図るため、延長保育料は就労時間が変更となった当月の途中から配慮をすることにしました。これは、保護者の声により新制度施行後に対応した事例です。

ほかには、雇用契約期間の定めのある保護者の方には契約更新のたびに就労証明書の提出をお願いしておりましたが、保護者の方、また就労先への御負担が大きいことなどにより、退職や保育を必要とする事由が変更になった場合以外は新たに証明書は不要とこの6月より対応しております。新制度施行に当たり、準備段階で多くのことを議論し、検討し、進めてまいりましたが、このように施行後、事務を進める中で気がついたこと、また現場から、保護者からの

声により変更した手続、対応した事例はあります。今後も制度を踏まえ、保護者への対応に取り組んでいきたいと考えております。

なお、新制度における認定こども園を運営する学校法人においては、制度の解釈等で大変御苦勞をされております。幼保支援課としましては、今まで以上に連携を図り、良好な関係のもとで助言、指導を行っていきたいと考えております。

また、幼保支援課では、新制度施行に当たり、法整備を初め対象事業、対象者の増加により業務量が膨大となりましたが、幼保支援係長を初め正規職員、臨時、嘱託、パート職員がそれぞれの全力で業務執行に努めることにより、新制度のスタートまでたどり着いたと思っております。いまだに業務量は減ることなく、毎日時間外勤務を続けている状況ですが、そういう状況下であるからこそ、職員の心に余裕ができる配慮、体制整備すること、また浜田議員さんおっしゃるとおり、私を初め課員が市民、保護者に十分な対応ができず、御指摘を受けたこともありますが、そのことについて改善指導すること、これらは課長の責務であり、私の課題であると認識し、今まで以上に課員と意思疎通を図り、組織を挙げて取り組んでいきたいと思っております。今回の浜田議員からの御指摘を真摯に受けとめ、また今回の御指摘をチャンスと捉え、市長が常に申しております市民に優しい市政の遂行を念頭に、課員一人一人が市民に寄り添ったきめ細やかな対応で子育て支援、子供支援を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 浜田和子議員さんの1点目、通学路の緊急合同点検における進捗状況について、2点目、保育所、保育園の通園について、3点目、今後における自転車道の明確化について、この3点の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、通学路の緊急合同点検における進捗状況でございますが、平成24年度に小学校における通学路、平成25年度には中学校の通学路における安全点検を、危機管理課、建設課、学校教育課、育成センター、南国警察署、中央東土木事務所、そして学校の安全担当教員が合同で実施された中で、結果50カ所において安全対策を講じる必要があると確認されました。内訳として、南国市が事業主体となり行わなければならない箇所は23カ所、国、県、南国警察署において検討する箇所が27カ所でございます。進捗状況についてでございますが、南国市における社会資本整備総合交付金事業を活用し、また市単独事業費も投入しながら、平成27年3月末現在、15カ所において対応を完了しております。しかしながら、まだ対応し切

れていない箇所が8カ所ございます。本年度、早期に安全対策を講じ、安全な通学路を確保いたします。また、国、県、南国警察署においては、9カ所には安全対策を講じておりますが、残りの18カ所については横断歩道の新設や歩道の新設、または信号機の設置など、すぐには対応できないが、継続して検討している箇所でございます。

2点目の保育所、保育園における安全な通園についての御質問であります。道路において、通行するのに危険な箇所があれば、安全に通行できますよう早急に安全対策を講じなければならぬと考えております。

3点目の今後における自転車道の明確化についての御質問であります。質問の中で、南国市では道路整備の事情により自転車が歩道を走行することを認めるとされていると議員さんは言われましたが、南国市において認めるものではございません。交通管理者である公安委員会が道路交通法第63条の道路標識などによる普通自転車が歩道を通行することができることとするなどの指定を行う形をとっておるものでございます。例えば、国道55号線南国バイパスや南国警察署前の県道南国インター線、また市道南国129号線、通称おなが通りでございますが、そのような路線において、自転車・歩行者道がございます。今後、整備していく道路において、自転車・歩行者道が必要な場合においては、自転車・歩行者道を含めた道路の整備を行ってまいりたいと考えます。

しかしながら、増大する交通量も踏まえ、車道の幅の問題もありますが、これらの道路状況を注視しながら、南国警察署、公安委員会並びに関係機関とも連携して、市民の皆様の誰もが安心して安全に通行できるよう、道路整備を行っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 浜田和子議員さんからの自転車講習制度についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

近年、児童生徒の自転車における交通事故は、報道を通して全国各地で起こっております。南国市内におきましても、これまでに自転車と自動車との接触事故等の事案もありました。幸い重大事故には至ってはおりませんが、決して南国市が例外とは言いきれません。児童生徒の命を守り、安全を確保するという観点から、南国市の各学校におきましては安全教育を年間指導計画の中に位置づけ、交通安全教室を開催するなど重点的に取り組みを実施しております。

今回新たに道交法が改正され、各学校における交通安全教育の重要性がますます高まってき

ていると言えます。特に14歳以上は、歩行者用道路徐行違反に伴う自転車運転講習の適用を受けることとなりますので、これは中2、中3生が適用となります。南国市教育委員会では、6月当初の校長会にて道交法の改正と各学校における安全教育の指導の徹底について周知をいたしました。また、県教育委員会の交通安全教育教材、トラフィック・セーフティー・ニュースというんですが、これが毎月各校に配布されておりまして、各校での教室掲示や安全教育の指導を行っております。

各学校におきましては、全校集会で道交法改正の周知を図るとともに、自転車の乗り方やマナー等の指導を行っております。また、学校だよりや学級通信等で自転車の安全運転の厳守について家庭でも注意喚起の協力依頼を行っております。今後、南国市教育委員会といたしましても、交通安全教育のさらなる推進に向けまして、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 浜田和子議員さんの自転車講習制度についての御質問にお答えいたします。

道路交通法の一部改正がこの6月1日に施行され、自転車運転者講習が制度化されました。この制度の啓発につきましては、5月18日に市内の量販店で、農業高校の生徒さんと南国警察署、高知県交通安全協会南国市支部など、関係機関とともに自転車マナーアップキャンペーンとしてチラシ配布の啓発活動を行いました。6月下旬には他の量販店で、東工業高校の生徒さんと南国警察署、その他関係機関と一緒にチラシ配布の啓発活動を行う予定でございます。また、春の交通安全教室の中学1年生を対象とした自転車講習では、この制度についての説明を行い、自転車の安全運転を心がけていただくよう啓発を行っております。

自転車の安全運転の啓発につきましては、これまでも量販店や後免駅等で自転車安全利用五則の啓発などの自転車マナーアップキャンペーンを警察署等関係機関と一緒に実施しており、今後におきましても引き続き自転車の安全運転などの交通安全の啓発に努めてまいります。

次に、自転車利用者の損害賠償保険への加入の義務づけ条例の制定につきましては、加害事故による損害賠償の問題も確かにありますが、義務づけをするということは市民に対して保険料の負担を強いることとなりますので、慎重に検討していかなければならないと思います。

現在、小学校、中学校で開催しております交通安全教室では、南国警察署からTSマークについて説明をし、その加入の啓発もしております。TSマークとは、自転車安全整備士が点検

整備した普通自転車に添付するシールのことで、点検整備後1年間ですが、傷害保険と賠償責任保険がついております。TSマークには赤色と青色の2通りがあり、警察としては補償額が大きい赤色を推奨しているということでございます。

条例制定は別としまして、自転車事故による高額な賠償事例があることを周知し、交通ルールを守り、安全運転を心がけていただくとともに、各家庭で任意の保険に加入していただくよう、警察署など関係機関と連携して啓発してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長 岩原富美君登壇〕

○保健福祉センター所長（岩原富美君） 浜田和子議員さんの発達障害についての御質問にお答えいたします。

保健福祉センターでは、市独自の発達相談室を2つ昨年度より開設しております。のびのびルームは1歳から就学前までのお子さんとその保護者を対象に、にこにこルームは年中児である4歳児から学童期のお子さんとその保護者の方を対象に、月1回、保健師のほかに専門スタッフとして、のびのびには心理士と言語聴覚士を入れて、にこにこには心理士を入れて行っております。育児の中での困り事を相談していただき、そのお子さんの発達や個性に合わせたかかわり方をスタッフとともに考えていけるように、パーティションで仕切るなどプライベートをも確保し、個別に、のびのびは40分、にこにこは1時間から1時間半、ゆっくり時間をとって対応しております。

それと連動する事業として、小学校や保育所、幼稚園を心理士とともに保健師が訪問させていただいております。発達に心配のある子供さんの集団の中での行動を直接観察することで、どのような支援ができるのか、必要なのか、その施設の方を交え一緒に検討していく機会としております。

早期療育の場としては、本年度から南国市、香美市、香南市在住の親子を対象に県中央東福祉保健所で月2回、高知県療育福祉センター職員と各市の保健師がお子さんとのやりとりや遊びを通して個性に合わせたかかわり方のアドバイスや相談を行う、きらっと☆キッズが立ち上がっております。このような相談室を企画いたしましたのは、気になる子供ということで、乳幼児健診や保育所、学校から上がってきても相談の場所が身近になく、高知県療育福祉センターでは半年待ちの状態が続いており、療育にかかるほどではないが、困っている保護者の相談場所やお子さんの訓練場所も確保できていなかったため、身近な場所でそうした機会をつくり

たいという思いからです。市で独自に身近な早期療育の場も確保しようと考えておりましたが、保健所で3市の住民対象に開設していただきましたので、センターの保健師も参加しての事業が可能となりました。

5歳児健診は、就学前スクリーニングとして発達障害の早期発見、早期介入に有効であるとされておりますが、まだ法制化されておらず、健診方法も健診スタッフの職種も確立しないまま、さまざまな考え方のもと、実施する自治体の独自の方法で行われております。発達障害を早期に発見できても、支援につなげなければ保護者の方は戸惑うだけなので、健診後にどのような支援体制が整っているかが健診実施の重要な要件となります。まずは、支援体制をつくる方向に考えております。

5歳児健診での最大の課題は、健診スタッフとしての医師の確保です。5歳児健診では、内科的な診察ではなく、認知行動の特性を観察する必要があるため、そうした技術を持った医師が必要となります。また、集団での行動の観察が非常に重要ですので、ふだんの状態を知る保育所や幼稚園の担当保育士、教諭が同席する、または保育所や幼稚園を訪問して実施することも必要となります。早期発見のためには、保育所や幼稚園の職員や保護者など身近な方々がいち早く子供の障害に気づくことが重要と考えます。

J A高知病院の小児科医が中心となった勉強会では、平成23年より発達障害をメインテーマとして、年四、五回ほどのペースで研修が行われております。そこでは、多くの市内外の医師、看護師、保健師、保育士、学校教諭などさまざまな多職種が、勤務の終わった後の夜間に自主的に発達障害を勉強しようと参加し、障害に対する理解、認識を深め、業務に生かせるように、また連携がとれるような体制をつくろうという取り組みが行われてきました。その成果として、関係者や関係機関の中では障害に対する認識ができ、保育所や学校と保育部門の連携もとれてきたと考えております。

市民向けの発達障害への理解促進の取り組みはまだまだできてないと思っております。周囲が気づいても、保護者が我が子の発達障害に気づかない場合もあり、受け入れが悪く支援に支障が出ることもあります。広く発達障害について正しい知識を周知することは、課題だと思っております。

5歳児健診については、これからも母子保健の取り組みの中で検討を続けてまいりたいと考えております。現在は、乳幼児健診に県の心理士に加わっていただき、支援、指導のもと、発達障害の早期発見ができるように保健師のスキルアップに努めております。今後も、発達障害児だけでなく、子供たちの健やかな成長を支援できる受け皿となるような体制の充実に取り組

んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） それぞれ大変御丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。した。

時間が少なくなりましたので、端的に2問目を行いたいと思います。

固定資産税、今期のうちにめどのお話をしていただけたことが非常に市民にとってはありがたかったかなと思います。よろしく願いをいたします。

人口増の話と大篠小学校の増築に関する問題とは、本当に一体となった感じで話が進んでいかなければならないかなというふうに思うわけですが、大篠小学校の今の現状のことについては、やっぱり教育長を中心に今のことをどうするかということに対処しなければならない逼迫した状況で進んでるわけですね。でも、この大篠小学校の子供の人数がふえたことに対して、副市長はマスタープランで市街化の設定をしたときにそういうことまでを入れてなかったということで、今後の機会のあるときには考えたいというふうにおっしゃったけども、これ今後っていつになるんかわからんですけれども、今のことは今でもう仕方なく対処をしなければなりませんけれども、早急にどうするのかっていうことは、この市街化の問題ですね、住宅を建てていいところをどうするのかということ、子供たちを周辺に分散するという上では考えていかんといかんことやないですか、すぐに。そのうちについていうのでは余り意味がないかなと、もうこれからどンドンどンドン周辺が人数が減っていくお話もありました、大篠はふえるという話がありました。これが南国市のマスタープランのときの市街化の設定の仕方に少し検討が足りなかったというのであれば、そこの検討をせんといかんじゃないです、すぐに。私はやっぱりきのうも西本議員さんが地域の元気は学校っていうふうにおっしゃいましたけど、まさに私そういうふうにあります。

今、前田議長さんが縁の下の力持ちで稲生小学校を含んだ公民館活動を非常に頑張ってくださいまして、このたび文部科学省から優良公民館というふうに表彰をされたということをお伺いしたんですけれども。稲生に限らず、日章にしても、久礼田にしても、岡豊にしても、公民館活動を非常に頑張ってるんですけれども、南国市は本当にそういう意味では地域活動に力を今団塊の世代とかそういうメンバーで頑張れるときなんですけれども。そこにやっぱり私、自分の地元でもよく聞くんですけれども、子供会が入ってくると、将来に対する展望っていうか、そういうものをかいま見れる気がして力が入るんですよ。でも、もうこの後がないとな

ると、やってることがやっぱりむなしいところがどっかありますよね、どっか次へつなげていくというふうな構想、これやっぱり市を挙げて考えていかないかん大きな課題として今せんといかんことやないかと思うんですが。

それでもう一つ、前後左右して申しわけないんですけども、地方創生ということでやる中で、私たちが必要とするのはやっぱり人材だと思うんですよね、人、何をやっても。この議会においても、また行政においても、企業においても、人の質という、人の優秀さっていうのがすごく大事になってくると思うんですけども。実は、もう高知県下が挙げてその人材を県外へほとんど出していくような状況にあるんですね。きのうも給付型奨学金のお話もちよっと出たんですけども、これみんなにじゃなくって、高松市やったかと思うんですけども、大学を出て、地元就職してくださる方に対しては無償にしますよという制度がたしかできてたと思うんですが、そういうことをやるとかすると、高知県に就職しても収入が少ないとかいうこともあるんです。だから、そこが大学をしっかり頑張って、投資して、卒業した人が見合う、そういう給料が出せるような企業を育てていくこととか、そういう焦点を絞って努力をしていくということで、人を大学へ行ったことで向こうに行ったとなると、そういう意味ではUターンかもしれませんけれども、もともと地元の親御さんがお金を出してるわけですから、大学へ行くのは。地元に戻ってもらうということが出来るシステム、それと若い人の起業、これを支援するシステムとかいったことを、地区計画と一緒にそういうことも含めて考えていかんかったら、何ぼ若い人に戻ってもらいたい、戻ってもらいたいというてもかけ声だけでどんどん年数がたっていきます、10年はあつという間です。私らもうおるかおらんかわからんようなときがすぐ来ます。その中で高知県、本当に南国市を地方創生でやっていこうとするならば、もう一つ練って、考えをやっていかないかん部分がたくさんあると思うんです。

私、今回地域の方々の声もぼつぼつ聞いたりもしたんですけども、そういう地域の方々のお知恵もしっかり聞いていく力というのが南国市としては必要じゃないかなと思って、ちょっとお母さんの声も1つ紹介をしたことでしたけれども。いろんな考え方、発想というのがあちこちにある、それも吸い上げると、もういろんな努力をして、本気になってかかったところが地方創生は成功すると思うんですけども、やらんといかんきやりゆう、一生懸命やりゆう程度では成功はしないというふうに思います。さまざまなことがありますけれども、どうぞしっかりとそこな辺をもう一遍庁内挙げて、市長中心に頑張っていたきたいと、そのように思います。

それと、大篠小学校の入札、これからやないとわからんと思うんですけども、やっぱり相当

のお金は要ると思うんです。だから、こちらからいろんな苦言が出ないように入札をぜひしっかりと、透明性を持ってやってくださるということはもちろんわかっておりますけれども、手順をしっかりとやっていただきたいということを一応確認をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それと、保育のことなんですけれども、今回の新制度でやっぱり南国市として考えていきたいことっていうのはできるんじゃないかと思うんですよね。だから、例に出した0歳児と3歳児のことですけど、結局そのお母さんは仕事は行けなかったわけですね、2人の子供を見ることになりましたから、仕事に行けなかった。これが保育ニーズがないというふうに取り扱われるというのは違うと思うんです。保育ニーズがあるんですよ、需要が、そこに。3歳も0歳も一緒やないと引き取れない、3歳だけじゃいかんというのが、それは市民のニーズに対して応えてない、結局待機児童をわざとつくってるとしか思えないようなことだと思うんです。これ今までの事例はずっとそうやったかもしれんけど、ここ新制度になって切りかえのときやから、ここからこうしますって変える絶好のチャンスなんですよ、ニーズに合わせてやるの。それを、前例踏襲で何も新制度になっても変わらない、どっかで変える気があるのかなのかかっていう、チャンスのときを捉えるのか捉えないのかかっていう、こういう問題でできることだと思うんです。ここちょっともう一回そういうことを諮っていただきたい。

それから、お迎えの件も、やっぱり若いお母さん方にとっては、少しでもお金が、経済的な負担がいかない、もう場合によっては経済的な負担が精神的な負担にもうかかってくる場合がありますので、できる限り延長保育のお金を取らないようなシステムでお願いしたい。

それと、職員教育のことですけど、これは大変難しいと思います。課長が一人で抱えても難しいかなという部分もあると思うんです。職員の皆さんの背景もあると思うんです、その人の生まれてきてからの性格的な背景も含めていろんなことがあると思うので、そこまでをなかなか課長が把握して対応するということは難しいと思いますので、教育長や横の学校教育課長もお力をかしてあげて、全体的に教育委員会として職員の対応も、対応が悪いわけではないんですけど、物の言い方とかいうところがつつい乱暴になってしまうっていうことは、市民に対しては言いわけはつかないと思うんです、向こう側にとっては、こっちは言いわけいっぱいありますけども。そこな辺のところを御協力をしていただきたいと、そのように感じますので、お願いします。

それから、自転車のことなんですけれども、結局自転車だけでなく、学校の通学路の話もそうなんですけども、信号とか、歩道の分がなかなかできにくい。これ以前からなんですけども、

警察、公安委員会のほうの対応っていうのが、何か幾つもまとめてやないとやらんとか、いろんな言いわけをつくってなかなかやらないところがあるんですね。ここをどうか市のほうでしっかり押しさせていただいて、早急に交通安全の基盤というかそういうものができるように押しいただきたい。私も歩道の申請をしに行ったりとかいろいろやったことありますけれども、余り取り合ってくれませんね、まとまってやらんとやらんから、今言うたちいかんわみみたいな対応になってしまいますので。ぜひこのところは今回こういうことですので、この新しい自転車講習制度のことも、ただそっちにだけ言うんじゃないかって、行政側もせんといかんから、警察のほうも、公安委員会もしっかりと対応してほしいということを押していただきたいかなあというふうに思います。

時間がないので、幾つかまだ聞きたかったんですけど、5分もありません、お答えいただけることがあったらお願いします。

○議長（前田学浩君） 浜田議員の持ち時間は14時30分までです。簡潔に的確な答弁を求めます。

答弁を求めます。副市長。

○副市長（藤村明男君） もう入札、業者の指名を含めて、浜田さんの言われたとおりでございますので、しっかりとそこら辺を受けとめて頑張っていきたいというふうに思いますので、どうかこれからもよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 3番岩松永治君。

〔3番 岩松永治君登壇〕

○3番（岩松永治君） 第384回南国市議会定例会での一般質問も最後となりました。大変お疲れのこととは存じますが、御答弁をよろしく願いいたします。

まず初めに、消防行政についてです。

先月末に南国市水防訓練が予定されていましたが、その詳細をお聞きします。参加団体と訓練内容についてお聞かせください。

皆さん御存じのとおり、ことしの訓練は残念ながら中止となりました。中止の判断については前もって決められていたことですので、仕方がないことです。ただ、来年以降も雨の場合は中止にするのかということです。災害は天候に関係なくいつ起こるかわかりません。さまざまな事情があるとは思いますが、参加団体によっては雨で中止としても、消防団については雨天時でも訓練を実施する方向で検討していただけないでしょうか。この件については、消防団の

幹部会に諮ってからになると思います。いつもいい条件の中での訓練しか経験していないのであれば、悪天候での活動は経験不足のために支障を来すことも考えられると思います。災害が起こる前にさまざまな想定をして訓練はされていますので、それと同じ考え方で、事前に悪条件で訓練することにより団員のさらなる技能向上、資質向上にもつながり、悪条件で訓練することによりその経験が生かされ、そして課題も見えてくると思います。特に全体での訓練だからこそ、課題をその日に全員で共有できるメリットもあります。

訓練を計画するに当たっては、担当者を含め多数の関係者がかかわり、時間と労力がかかっています。一生懸命に考えて計画いただいたことが雨で全て中止になることを考えますと、それまでの御苦勞が無駄になってしまい、残念でなりません。警報の発令や台風が接近している場合は中止もやむを得ないですが、それ以外の天候なら実施できる訓練を用意してみてもいいのでしょうか。

私が提案するのは、簡単に言うと晴天用、雨天用です。詳しく説明すると、晴天用はこれまでどおりの訓練、雨天用は内容を縮小し、雨天でも参加可能な団体での訓練とするものです。訓練については、厳しい言い方となりますが、訓練のための訓練では意味がありません。訓練計画書に記されている自然災害を想定し、被害の軽減を図るための応急対策活動を実施することにより、身近な災害への対応力とそれぞれの役割、協力体制の重要性を周知し、安全で安心できる住民生活の基盤づくりを目指すという目的を達成するため、そして年に1度しかない南国市を挙げての全体の訓練の意味と意義を、私も含めていま一度再認識、再確認できればと思います、質問させていただきました。

次に、消防団の食料備蓄についてです。

以前にも私が消防職員と消防団の各屯所への水や食料の備蓄について質問しました。そのときの消防長の答弁は、災害が発生した場合、特に災害対策本部が設置される災害規模の場合には、南国市地域防災計画で策定をされております食料の供給の項目に従いまして、救助活動に従事する者にも確保されることとなっています。また、災害対策本部が設置されるほどの規模ではない場合で活動時間が長時間に及ぶ場合には、必要な食料や水分等は消防本部で確保いたします。今回御提案のありましたように、消防団員の食料備蓄につきましては、早速消防団幹部とも協議を行い、必要ということになりましたら、セット内容や備蓄数量など具体的な検討も進めてまいりたいと考えております、とのことでした。その後の経過と進捗状況についてお聞きします。

備蓄は、備蓄品を購入できる補助メニューや本市の財源の見通し、備蓄品の消費期限の問題

など課題も多いことと思いますが、最近では特に全国各地で地震や噴火といった自然災害が多数発生し、高知県においても南海トラフ巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況下であり、災害発生時には水と食料が必ず必要となります。災害が発生してから後悔しないために、消防団への食料備蓄の年次計画を立て、早期に配備できないかを再度お聞きします。それにより、消防団員も安心して円滑に活動ができることと思います。私が所属している久礼田分団では、団員の提案により、試しに長期保存可能な食料をネットで一部購入しました。このように、自分たちのわずかな報酬、手当を使ってまで団員は食料備蓄の必要性、重要性を認識しています。今後も市で確保できないというのであれば、早期に自分たちで購入し、備える必要がありますので、今後の見通しも含めての答弁をお願いします。

次に、教育行政についてお伺いします。

初めに、小中学校の環境整備についてですが、特に冷暖房設置についてお聞きします。

この件は、土居恒夫議員が平成25年第372回南国市議会定例会で質問していますが、その後の進捗状況も含めて御質問いたします。

文部科学省が発表している平成26年度全国公立学校施設の空調設備設置状況調査によると、公立小中学校における普通教室、特別教室の全保有室数82万1,693室のうち、空調設備を設置している室数は24万5,937室であり、設置率は29.9%で、前回の18.9%から11ポイント増となっています。高知県の普通教室と特別教室での冷房設置率は22.4%で、3年前に比べて8.8%上昇しています。全国、高知県ともに設置数は増加傾向であることがわかります。設置率で1位は東京都81.3%、2位は香川県69.2%、3位は沖縄県65%となっています。香川県は、3年前の19%から大きく上昇し、全国平均もかなり上回っています。この資料を見ると、各地方で設置状況にばらつきがあり、そのことから、学校設備の整備状況は自治体の財政状況や姿勢次第で大きく変わるということがわかります。

そのときの土居議員への答弁では、教育環境の整備につきましては、子供たちが落ちついて学習できる場の提供や子供たちの教育の充実のために必要不可欠なものであります。南国市教育委員会といたしましても、空調機器を初めとする教育環境の整備を進めているところであります。しかしながら、全教室へのエアコンの設置については大きな財政負担がかかってきますので、可能な範囲での環境整備に取り組んでいるのが現状です。現在、南国市内の小中学校の空調機器の設置状況といたしましては、空港近隣の学校の防音対策として、大篠小、大湊小、香長中の3校に空調機器を設置しています。今後もまだまだ暑い日が続くことが予想されますので、体育祭や運動会の練習において十分な水分補給を行うことや適宜休憩をとるなど注意喚

起し、熱中症を予防していきたいと考えておりますとのことでした。

可能な範囲での環境整備に取り組んでいるのが現状とのことでしたが、その後の空調設備設置状況はどのようになっているのでしょうか。約2年前と全く変わっていないのが現状ではないでしょうか。地球温暖化の影響により今後も暑い日が続くことが予想されます。長い梅雨時期にじめじめした環境での学校生活が始まり、夏は長期間、暑い中での学校生活をしなくてはなりません。長期間の夏休みがあるとはいえ、9月も残暑の厳しい暑い日が続きます。暑い日に参観日に行った保護者ですら、短時間でこの暑さはこたえます。子供たちは休み時間や体育の授業で運動場へ出ることも多く、汗も多くかいて、体温が上昇しています。想像してみてください。暑くて何もしなくても汗が出てくる状況、その汗をタオルでふきながらの授業、腕についた汗のせいで書きづらいノートと一日中向き合っていると、いらいらしてストレスがたまると思います。それが毎日毎日続くことを考えると、何とか学習環境を変えてあげたいと思うのは当然です。教室内に用意された扇風機だけでは暑さ対策の解決策とはなっていません。また、財政負担のことをいつまでも言っても何の改善にもつながりません。

まず、冷暖房について考えてみると、今やほとんどの家庭には冷暖房が設置されています。そして、今やどこへ行っても冷暖房は設置されています。南国市では、一部を除いて、幼稚園、保育所、保育園にもほぼ設置されており、学童クラブにも全て設置されています。県立高校は順次全体に設置が進められています。大人への成長の準備段階で一番大切な学習をする場である小中学校、義務教育の間だけが冷暖房が設置されていないこの状況をどう思われますか。

防音対策として、大篠小、大湊小、香長中の3校に空調機器を設置していることはいいことです。しかし、防音対策という理由があるとはいえ、その他の小中学校に冷暖房がないのは不公平としか思えないのではないのでしょうか。冷房設置は、生徒たちの落ちつきや学力向上、熱中症対策などにも当然効果があることと思います。同じ義務教育を受ける9年間の不公平感や学校間での格差をなくし、全ての子供たちに同じ環境で学校生活を送らせてあげたいとの思いから質問させていただきました。国による大規模改造、冷暖房設備整備事業の活用も含めて、執行部の御所見をお伺いします。

次に、子供たちが安心して学べる学校の環境づくりについて質問をさせていただきます。

きょうも子供たちは楽しい学校生活を送り、先生や友達との思い出をたくさんつくっていることと思います。学校は、子供たちにとって最も安心・安全な場所でなければならないとの認識をしています。本市の小中学校においては、校舎の耐震化が一部を残してほぼ完了し、本年度は小中学校の非構造部材の耐震化が進められていることをお聞きしています。施設設備環境

の安全化が図られることは子供や保護者にとっても大変喜ばしいことであり、この取り組みはますます進めていく必要があると思います。また、防災関連では、年間3回以上の避難訓練がさまざまな状況を想定して行われていることなど、子供たちの命を守るための取り組みは年々充実してきていると考えます。

しかし、学校における安心・安全を整えるというのは、防災面以外でもたくさんあると思います。学校では元気いっぱいに活動することが子供の特性の一つですので、学校においては思わぬ場所、思わぬ場面で事故等が発生し、それが大けがにつながることもあるのではないかと思います。そういった面で、本市の学校において、近年、学校における重大な事故は発生していないでしょうか。子供が学校で大けがをしたり、死亡したりする事故が発生していることを報道等でよく知らされます。そのたびに、二度とそのような事故が発生しないようにとの思いを強くします。小中学校だけでなく、保育所、保育園、幼稚園においてもさまざまな事故の例に学び、教訓としていくことが肝要であると考えます。事故を防止するためには、日ごろから子供たちへの指導、学校施設の点検、また事故が起こった場合の危機管理マニュアルの充実が重要であると考えますが、本市においてはどのような取り組みをされているのかを質問いたします。

最後に、空き家対策について質問させていただきます。

近年、空き家の増加が問題となっています。老朽化した空き家が放置されると、倒壊の危険や犯罪の誘発など周囲に悪影響を及ぼすことが危惧されています。今現在、市民から空き家に関しての苦情や要望があった場合にはどのような対応をされているのでしょうか。空き家問題の現状としては、平成26年7月29日に総務省が発表した平成25年住宅・土地統計調査結果の要約によると、総住宅数は6,063万戸で、そのうち空き家戸数は820万戸、空き家率は13.5%で過去最高となっています。二次的住宅を除いた都道府県別の空き家率が最も高いのは山梨県の17.2%、次いで四国4県がいずれも16%台後半となっています。高知県は、平成20年から1.1ポイント上昇し16.8%となっています。では、南国市は総住宅戸数に対してどのくらいの空き家戸数があり、空き家率は何%となっているのでしょうか。

全国820万戸の空き家対策として、先月5月26日に空き家対策の推進に関する特別措置法が完全施行されました。この法律の目的は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進しようとするものです。

これまでに全国の自治体では、名称に違いはありますが、空き家対策条例を制定しています。南国市では、老朽化建物等の適正管理に関する条例がこれに当たります。全国の条例を比べると、勧告、命令、公表、罰則、代執行全てを明記しているところは少なく、南国市は勧告、命令、公表が明記されています。

空家対策特別措置法のポイントは、市町村の権限として国が策定する空き家等に関する基本計画に即した空き家対策計画を策定する。空き家対策協議会を設置し、空き家対策計画の作成、変更、実施に関する協議をする。この協議会は、市町村長、地域住民、議会議員、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、そのほかの市町村長が必要と認める者をもって構成となっています。

そのほか、空き家の持ち主を固定資産税情報を内部利用して調べることができる、特定空き家を認定する権限を持つ、特定空き家に市町村職員が立入調査をすることができる、特定空き家の所有者に対し除去、修繕、立木伐採等の助言、指導、勧告、命令、代執行が行えるとなっています。立入調査を拒むと20万円以下の過料、命令に従わずに拒否すると50万円以下の過料と大変厳しくなっていますが、これは国が空き家対策に力を入れている証でもあります。

また、空き家を取り壊して更地にした場合に、固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなり、固定資産税が3から6倍にはね上がるため、老朽化して危険になった状態でもそのまま放置される要因になっている問題にも踏み込んでいます。特定空き家に認定され、改善の勧告を受けた時点で固定資産税の住宅用特例から除害されます。こうした措置をとれば、特例を受け続けようと思う場合には改善するインセンティブが与えられます。または、更地と同じ税額になるため解体してもいいと思うか、税金を払えない場合には売却しようと思うかもしれません。今後、この特別措置法を生かし、空き家対策を進めるためにも、早急に条例の制定が必要と考えますが、執行部の御所見をお伺いいたします。

そもそも空き家になっても、所有者による適切な管理が行われていれば、空き家が周囲に対して悪影響を及ぼすことはありません。しかし、空き家の所有者が遠方に住んでおり管理意識が低い場合や相続を契機に管理責任が不明確になる場合などは、空き家は管理不全に陥りやすくなっています。また、さまざまな諸事情により、管理したくてもできない方もいることだと思います。空き家対策には、問題の空き家の除却とまだ活用し得る空き家の有効活用という2つの方向性があります。有効活用という点では空き家バンクが考えられます。全国の多くの自治体は空き家対策として空き家バンクに取り組んでいますが、南国市での空き家バンクの進捗状況とほかの組織との連携はどのようにとられているのかも含めてお聞きします。

近い将来、所有者不明の空き家が急速にふえていることが予想されます。今後は、国による財政支援も必要となってくるでしょう。今は空き家になってからの対策や議論が活発ですが、本来は空き家になる前の対策が一番重要ではないかと私は考えます。市民の皆さんが今住んでいる家の将来のことを考えてみると、数年、または数十年先には管理することが難しくなり、空き家になる可能性が高いかどうかはある程度は把握されていることと思います。親族が相続して、適正に管理していける場合は問題ありませんが、そうでない場合はどうすればいいのか、困っている方もいるでしょう。将来に不安があっても、今はその相談先がなくて困っている方も多くいるのではないのでしょうか。

そこで、空き家となり管理ができなくなる前の対策として、相談窓口を構えてみるのはいかがでしょうか。気軽に相談できる窓口は、行政だけでなく不動産業者、建築業者やその他の関係機関とも連携することにより、相談者の将来の不安をより一層払拭できますし、行政としては空き家となる前の段階の情報収集ができ、今後の空き家対策に生かせるメリットにもつながります。そして、何よりも管理ができない、管理されない空き家の減少につながるのではないのでしょうか。情報収集ということであれば、地域の方や民生委員さんの情報提供も不可欠でしょう。今後、大きな課題となっていく空き家対策に関して、南国市はどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

以上で1問を終わります。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 岩松議員さんの水防訓練についての御質問にお答えいたします。

水防訓練への参加団体は、自主防災組織、消防団、少年消防クラブ、市職員で、訓練内容は、水防工法実施訓練、資機材取扱訓練、初期消火訓練、煙体験、放水訓練、応急救護訓練などございます。

次に、水防訓練の雨天時での実施につきましては、一般市民の方の参加もありますので、雨天の場合には中止をするわけでございますが、議員さんのおっしゃるとおり、水防が必要な状況はほぼ悪天候のときですので、本来雨天での訓練を実施することは必要であると思います。晴天時用と雨天時用の訓練内容や晴天時と雨天時の参加者をどうするのかについて検討すべきことはございますが、雨天時における水防訓練につきましては実施する方向で検討いたします。

なお、注意報、警報が発表されている場合や物部川の状況によっては中止せざるを得ません

ので、中止する基準につきましても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 消防長。

〔消防長 小松和英君登壇〕

○消防長（小松和英君） 岩松議員さんの消防行政についての御質問にお答えいたします。

まず、水防訓練についてですが、悪天候のときこそ訓練をという実態に即した貴重な御意見をありがとうございました。本年度の訓練計画の内容で言えば、水防工法、例えば土のうを構築する訓練ですが、雨天のときには効率が落ちることが予想されます。救助の資機材取り扱いでは、雨により機材取り扱いの危険性が高まることが予想されます。しかし、実際に活動する環境は悪天候であり、昨年台風上陸、接近時には多くの団員さんが深夜、どしゃ降りの中、水防活動を行っており、議員御指摘のとおり、災害が発生するような天候のときに訓練をすることは非常に重要だと考えております。

消防団幹部会員の中からも同様の意見が出され、5月31日の水防訓練の後に開催を予定しておりました消防団班別注水競技は7月に順延をされまして、これについては雨天でも決行することになっております。

来年度以降につきましては、消防団幹部会の中でも議論をいたしまして、御提案のありました天候に即した訓練パターンの検討を行い、実行力のある訓練内容を検討したいと考えております。

次に、消防団への非常用食料の備蓄についてお答えをいたします。

平成24年6月議会での岩松議員さんの御質問に対して、消防団幹部とも協議をして、必要ということになれば具体的な検討を進めたいと考えておりますと御答弁をさせていただいております。同年9月に開催されました消防団幹部会で協議の結果、必要であるということで具体的にセットの内容であるとか数量等の検討を行い、消防団員さん1人3日分、9食分1人8,100円掛ける全団員で約290万円ほどの試算を行ったところですが、議員御承知のとおり、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団員さんの処遇改善、命を守るための安全装備の充実等が義務づけられ、平成25年、27年の処遇改善、ガス発電機、夜間活動用ヘッドランプ、災害活動用バイク、全消防分団へのデジタルトランシーバー等の整備を優先的に整備中であり、現在非常用食料の備蓄には至っておりません。平成28年度には安全装備品の整備が一定完了いたしますので、それ以降、備蓄方法を含めて検討して、非常用食料配備の年次計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（前田学浩君） 教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 岩松議員さんの教育行政における幼保、小中学校の危機管理、学校事故事例の教訓による安全な学校の環境づくりについての御質問にお答えをいたします。

学校保健安全法第27条では、児童生徒の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒に対する通学も含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、教職員の研修、その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないと規定されており、各校においては安全教育と安全管理について学校安全計画を策定し、点検、指導、評価等を実施しています。

また、児童生徒が1カ月を超えるけがをした場合には、重大事故として県教育委員会に報告をすることになっております。本市におきましては、本年度、残念なことでありますが、既に重大事故に該当する事案が1件発生しています。重大事故が発生した学校におきましては、事故に対する学校の対応、危機管理について課題の洗い出しを行い、対応マニュアルの内容の不足について加筆するとともに、児童の目線に立ち、施設、設備の点検を行い、事故防止対策を行いました。また、児童に対しましても、危ない場所には行かない、危険な場所・危険な行為を見たら教職員に伝える、施設や道具は正しい使い方をするなど、安全指導を行いました。教育委員会としましても、重大事故の発生を受け、校長会、教頭会等において事故の概要を報告し、各学校の危機管理マニュアルなどの確認、見直しを指示しております。

岩松議員さん御指摘のように、今回の事案を小中学校だけでなく、保育所、保育園、幼稚園にも所属長会等で情報共有を行い、事故への対応や未然防止に取り組んでまいりたいと考えております。

ハインリッヒの法則では、一つの重大事故の背景には29の軽微な事故があり、その背景にはさらに300の異常が存在するとし、不安全行動と不安全状態をなくせば事故をなくせるとの教訓を導き出しています。各学校におきましては、教職員の危機管理意識を高め、不安全行動、不安全状態をなくすという視点で安全教育、安全管理を推進するとともに、事故や災害が発生した場合には適切な対応ができるよう、今後も指導してまいりたいと考えております。

以下、教育次長兼学校教育課長より御答弁申し上げます。

○議長（前田学浩君） 教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 岩松議員さんから、環境整備、エアコンの整備についての御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

平成25年9月議会で答弁させていただきましたとおり、毎年各校との予算ヒアリング時に空調機器を初めとする教育環境の整備要望を聴取いたしまして、予算の範囲内で整備を進めております。それ以後、今年度までに香南中学校、鳶ヶ池中学校、三和小学校、国府小学校の特別教室等にエアコン設置を行いました。本年度におきましては、非構造部材の耐震化を優先させなければならなかったために、エアコン整備は進んでおりません。しかし、来年度からは、これまで手をつけておりませんでした普通教室へのエアコンの設置について、計画的に整備を進めていく予定です。

まずは、教室での比較的滞在時間が長い中学校高学年の普通教室から導入していく計画でございます。これには、岩松議員さんもおっしゃいましたように、国庫補助事業の大規模改造における空調設置区分に適合するかどうか踏まえまして、財政当局とも協議をしております。現在、ほとんどの家庭にエアコンがあり、夏場のエアコンがない教室での学習は子供たちへの負担は大きく、できる限り整備を急ぎたいと考えております。

一方、全校全教室へのエアコン設置は、財政負担が大きいことに加え、ランニングコストを考慮に入れなければならないことや、エアコンの稼働によりまして、ほこりアレルギーや寒暖差アレルギー等、エアコンへの不適應を起こす子供たちへの対応等配慮しなければならないこともありますので、その対応についても検討をしております。

このように、私どもといたしましては普通教室へのエアコン設置を積極的に進めたいと考えておりますが、本年2月に埼玉県所沢市で行われました住民投票のようにエアコン設置については賛否もあるようですので、広く皆様方からの意見も賜りながら、設置に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田学浩君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 岩松議員さんの空き家制度についての御質問にお答えいたします。

まず、今現在市民から空き家に関しての苦情や要望があった場合の対応についてですが、市民などから情報が寄せられた際は、南国市老朽建物等の適正管理に関する条例に基づきまして、建物の場所、状況、所有者などの情報をお聞きいたしまして、建物の所有者等を税務課や法務局で調べた後、建物の現地調査を行いまして、建物の所有者が判明すれば、電話や自宅を訪問

して建物の状況や条例の概要を御説明し、事情をお聞きした上で適切な管理をしていただくようお願いをしております。平成27年3月末現在までに25件の情報提供がございまして、そのうち10件の老朽建物が解体にまで至っております。

次に、南国市は総住宅戸数に対してどのくらいの空き家戸数があり、空き家率は何%となっているのでしょうかということですが、平成25年住宅・土地統計調査によりますと、南国市の住宅総数は2万1,780戸、そのうち空き家は2,910戸で、空き家率は13.4%であります。

次に、今後この特別措置法を生かし空き家対策を進めるためにも、早急に条例の制定が必要ではないかという御質問についてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法においては、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいうと定義されていますが、たとえ生活環境保全を図るために放置することが不適切であっても、例えば人の居住する火災の危険度の高いごみ屋敷などは空き家等の用語の定義上、いかに危険度が高くとも空き家等の定義には該当しないため、この特別措置法の法規制の対象外となることが考えられるため、この特別措置法の特定空き家等とは異なる状態にある建物を対象としなければならないことも考えられます。このようなことから、特別措置法を生かした空き家対策を本市が積極的に対応していくには、地域特性を踏まえ、地域の実情に応じた条例策定が必要であると考えております。

次に、空き家になり、管理ができなくなる前の対策としての相談窓口の設置のことについてでございますが、現在、都市計画課において空き家等の所在地の周辺住民などからの情報提供を受けておりますが、今後は自己の所有する空き家の利活用のノウハウの提供や長期にわたって自宅を不在にせざるを得ない場合における今後の対応方針の相談、そして専門的な相談、いろいろな相談や苦情について迅速に対応することが可能な相談体制を整備することが必要であると考えており、今後取り組んでまいりたいと思います。

最後に、今後大きな課題となっていく空き家対策に関して南国市はどのように取り組んでいくのかということについてでございますが、今後地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空き家等について必要な対策を講じていかなければならないと考えております。そのためには、まず防災、衛生、景観等の多岐にわたる政策課題に横断的に応える必要があることから、庁内の関係各課による連携体制の構築を行い、そして空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的指針に即した空き家等対策計画の作成とその実施に関する

協議を行うため、市長のほか地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者などで構成する協議会を設置し、そして空き家等の所有者及び周辺住民からのさまざまな相談や苦情について迅速に対応することが可能な相談体制の整備を行い、本市の空き家等の所在及び状態を把握するとともに、その所有者等の特定を行うことが重要であると考えております。

また、空き家等の発生または増加を抑制する施策や空き家等の利活用や除却に対する補助金等の支援策も今後検討していかねばならないと考えております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 企画課長。

〔参事兼企画課長 西山明彦君登壇〕

○参事兼企画課長（西山明彦君） 岩松議員さんの空き家対策についての御質問の中で、空き家の利活用としての空き家バンクの進捗状況と他の組織との連携はという御質問についてお答えします。

空き家バンクの進捗状況につきましては、本市では平成25年度から北部中山間地域で空き家調査を実施してまいりました。空き家は数多くありますけれども、老朽化が激しくて利用できないものや所有者が特定できないもの、また現在も時々帰ってきているので貸せないとか、荷物を置いているので貸せないなど、移住用に利活用できる空き家は非常に少ない状態でございます。当初はそういった調査の中で空き家バンクに登録可能だと思われる物件は10件程度ございましたけれども、その後所有者の方の種々の事情によりお断りを受けたりしまして、現在空き家バンクに登録可能な物件は3件となっております。

このように、空き家につきましては、所有者の御事情もありますが、ちゅうちょされる理由にはどんな人が入ってくるかわからない、入ってくる方が地域に迷惑をかけるのではないかと、そういった御心配もお持ちだというふうに思います。空き家の活用は所有者と入居者の問題となりますけれども、こういったトラブルをできるだけ未然に防ぐため、空き家の賃貸借契約等につきましては、高知県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会高知県本部と協定を締結しております。この協定によりまして契約の手續から入居に至るまでの支援をいただくようにしております。

また、特に中山間地域に移住希望者がある場合、そういった選考に当たっては、空き家の所有者だけではなく、地域の方々も含めた協力体制、受け入れ態勢の構築が必要ではないかなというふうに考えております。

協定を結んでいる宅建業協会、不動産協会からは、実際に空き家物件の賃貸借について仲介していただく南国市内の不動産業者につきまして、先月末に御紹介をいただきました。この不動産業者と空き家の所有者を交えて、家賃を初め賃貸借条件等について協議を始めるところでございます。今後は、協議が調いましたら、市のホームページ等で情報を発信して、空き家の活用に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 3番岩松永治君。

○3番（岩松永治君） 御答弁いただきました。どの答弁も私が思っていた以上に大変前向きな答弁でございまして、余り言うことがないんですけれども、1つ少しお話しさせていただきたいと思います。

まず、消防団の訓練の水防訓練については、雨天時でも実施できるように検討していただけるということで本当にありがとうございます。以前より雨天で中止になるたびに私個人的に何で、消防団というのはそういう災害のときに活動するのに、晴れだけ選んで訓練をするのかなという不思議な思いもしております、今回提案もさせていただきました。

また、消防団に対しましての備蓄食料につきましては、平成28年度以降に備蓄食料が配備されるということですが、食料もちろん大事なんですけど、食料は多少少なくとも、まず水が要ります。どうしても水というのがないと活動もできませんので、食料とあわせて水も一緒に備蓄していただくように検討をお願いいたします。

次に、教育行政につきましては、冷暖房の設置につきまして大変前向きな御答弁をいただきました。いつも子供たちから、お話をさせていただくと、親も含めてですけれども、これだけ暑い高知県なのになぜ、特に南国市において冷暖房をつけてもらえないのかという声が今までたくさんありました。ようやくそれが前向きに取り組んでいただけるということで、大変喜んでおります。今後、予算的なこともありますけれども、全校への設置に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

そして、学校における重大な事故につきましては、残念ながら1件ことしあったということで、それは非常に残念なことなんですけれども、事故が起こった後にもしっかりと防止対策も図っていただき、また校長会、教頭会におきましても情報を共有していただいております。また、私一番望んでおりますのは、せっかくそういった情報共有をしていただいておりますので、他校であった事故が別の学校で全く同じような事故が絶対に起こらないように対策をとっていただきたいと思います。事故はどうしても防ぼうとして100%防げるものでないことはわかっ

ておりますので、起こった後の対応が一番大切だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

そこで、済みません、1点だけ事故防止について質問をさせていただきたいことがあるんですが、保護者による校内巡回により新たな危険箇所も見つけることができるのではないかと考えています。また、一番いいのは、毎日学校で生活している子供たちに聞くこと、これが本当の子供目線の危険箇所を探すということになるのではないかと考えておりますので、そういった取り組みも検討をしていただけないかを御質問いたします。ひょっとしたらそれをもう既に実施されている学校もあるかもしれませんけれども、御答弁をお願いいたします。

空き家対策につきましては、先月、特措法が施行されたばかりでありまして、思った以上の答弁がいただけないかと考えておりましたけれども、大変前向きな答弁をいただきました。空き家対策につきましては、現在の南国市老朽建物等の適正管理に関する条例、これだけでは不十分であって、先ほど課長答弁にもありましたように、特定空き家というものにはこれでは認定できないことになっております。この特定空き家に認定することで、厳しいようですけども、所有者の意識も変わってくるのだと思っております。

また、この空き家について少しお話しさせていただきますけれども、1問目でも少し触れましたけれども、所有者が空き家の撤去をちゅうちょする原因として、空き家を撤去した場合の撤去費用や撤去後の土地に係る固定資産税がふえることが考えられ、空き家を撤去すると、土地に係る固定資産税が3から6倍にふえ、撤去後の土地の利用や売却の見込みがない場合は、空き家の撤去をちゅうちょすることになります。さまざまな事情があることを理解した上で私も言いますが、所有者の中には特に老朽化した危険な空き家であることを認識していながらそのまま放置し、固定資産税の軽減措置の恩恵を受け続けている方もいるということです。今回の特措法を生かすことができれば、南国市の税収増にもつながることだと思っております。

そのほか、撤去をちゅうちょする原因としてここで詳しくは説明できませんけれども、建築基準法における既存不適格建築物や無接道敷地に関する問題もあり、これらの課題に対しましては既に撤去施策をしている自治体もあります。撤去費用では撤去する所有者に対して助成措置を取り入れている自治体、固定資産税がふえることに対して跡地の寄贈を条件に市が施行主体となり、全額費用を助成しているところもあります。逆に、撤去費用の助成は行わず、固定資産税の軽減措置を解除することによって、空き家の所有者による自発的な取り組みを促す施策を行っているところもあります。また、空き家を公営住宅として活用する事例もあります。このように、全国の自治体では、それぞれ特色のある空き家対策がされております。

南国市には、南国市に合った対策を考えていかななくてはいけないことは十分わかっております。そのためにも、空き家対策には、先ほど課長からも答弁あったかもしれませんが、庁内の関係する課が連携した多面的な取り組みと窓口の一本化、増加する空き家の問題に対応するためには、所有者の空き家の適切な活用、管理を促しつつ、安全な確保等を図り、周辺住民からの申し立て等を踏まえ、関係各部署が現状調査、所有者等への働きかけ、規制、支援等に連携、協力するとともに、町内会、自治会との協力といったことが重要となってきますので、空き家対策についてはこれまで以上にしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

空き家バンクの進捗状況と連携なんですけれども、先ほど統計調査の結果で総住宅数が2万1,780戸で空き家数2,910戸ということで、相当な空き家数があるということで、その空き家の種類についても、中身はわかりませんが、数としては相当あるということがわかりました。ただ、空き家がある戸数に対して空き家バンクの登録はたった3件ということで、まだまだこの空き家バンクの制度が十分には活用されていないということがわかりました。空き家バンクについてはまだまだ試行錯誤されている途中だとは思いますが。

全国の空き家バンクの開設後の累計物件成約件数を見たときに、次のような移住・交流希望者に対するきめ細かい取り組みのできる体制をとっているところほど物件成約件数が多くなる傾向があるそうです。それは、物件情報の内容の充実、お勧め物件の紹介、現地見学会、現地案内の開催、空き家所有者と移住・交流希望者の面会の実施、契約交渉時の職員の立ち会い・同席、移住・交流希望者と地域住民との交流機会の創出や地域行事への参加促進、地域のルール等の十分な説明、住宅関連費用の助成といった取り組みです。ただ単に空き家対策の一つとして、とりあえず空き家バンクに取り組むのではなくて、移住を考えている方、空き家を探している方、空き家バンクの利用を考えている方の立場に立って、きめ細かく心のこもった温かい支援ができるようお願いいたします。

それでは、教育行政についての2問目の答弁をお願いいたします。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（大野吉彦君） 安全な環境づくりと事故防止のための2問目の御質問でございます。

まず、子供たちの目線ということでございますが、各学校は防災教育、それから安全教育を年間通してやっております、子供たちは自分たちの生活する、学習する学校環境等については常に子供たちの目線で危険な箇所はないのか、点検ができておるところでございます。

それから、2点目の保護者の校内巡回という、保護者の目の導入はという御提案でございますが、次回の校長会あるいは所属長会で各学校が保護者との連携、協力ということでどのよう

にしているのか、それを確認をいたしまして、南P連等含めて今後の対応を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田学浩君） 3番岩松永治君。

○3番（岩松永治君） 教育長、ありがとうございました。

ただ、校内巡回といいますが、それぞれ皆さんお仕事もされておまして、大変お忙しい方がたくさんいらっしゃいます。無理にする必要はないと思っておりますので、自発的に取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、もう一度空き家対策のことについて申し上げますが、平成23年度から10年間の国の住宅政策の基本となる住生活基本計画では、これまでの住宅をつくっては壊す社会から、いいものをつくってきちんと手入れをして長く大切に使う社会へと移行することが重要とされています。これは空き家対策にも当てはまります。空き家対策は既存の空き家への対策を進める一方で、新たな空き家の発生を未然に防ぐ取り組みも同時に進行していかななくては解決策とはなりません。空き家がふえるほど人口は減り、空き家が減れば人口がふえ、定住人口増加につながるということを常に頭に入れておくことが大切だと思っております。今回の提案が活かされることを願っておりますし、課題も多く、時間もかかることとは思いますが、私も一緒に精いっぱい取り組んで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田学浩君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。6月20日、21日の2日間は休会し、6月22日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田学浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

6月22日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時22分 散会